

平成26年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年6月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 3 番 相馬 剛議員
 - 1 . 通学区について
 - 11 番 高久好一議員
 - 1 . 介護保険について
 - 2 . 消費者行政について
 - 3 . 新庁舎建設と財政運営について
 - 4 . 橋梁の老朽化対策について
 - 23 番 平山啓子議員
 - 1 . 中心市街地、商店街の活性化について
 - 2 . 急がれる「空き家」対策について
 - 3 . 高齢者等のごみ回収について
 - 2 番 星 宏子議員
 - 1 . ICT教育の推進について
 - 2 . 那須塩原市定住促進について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君
塩原支所長	成瀬充君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

相馬 剛 君

議長（中村芳隆君） 初めに、3番、相馬剛君。
3番（相馬 剛君） おはようございます。
議席番号3番、TEAM那須塩原、相馬剛です。
通告に従い、市政一般質問を行います。

1、通学区について。

市内の児童生徒及びその保護者の教育環境に対する考え方や要望はここ数年多様化していると思います。そして平成27年度から県立高校の学区制度が廃止されます。この目的は、県内の中学生がどこに住んでいても同じ条件で自由に行きたい高校を選べるようにするという事です。また、中高一貫教育校や私立の中学校に学区指定はありません。

せん。本市の小中学校でも学区外への就学希望を一定の許可基準をもって可能となっております。さらに平成24年度から小規模特認校制度により学区外への就学ができるようになっております。

そこで、以下のとおり学区についての現状と将来への対応を伺います。

県立高校の学区廃止への対応について。

現中学3年生への進学指導について、現状と課題を伺います。

進学希望の状況について、現時点と昨年の違いを伺います。

学区外への通学について。

現在本市の小中学生で国立、県立の小中学校や私立の小中学校に通学する児童生徒数を伺います。

指定された学区以外に通学する児童生徒数と、その主な申請理由を伺います。

学区外への通学についての所見と将来への対応を伺います。

小規模特認校への就学について。

この制度設置から3年目となりますが、現在この制度により就学した児童生徒数を伺います。

就学児童生徒と保護者の意見や評価を伺います。

この制度に対する所見と今後の展望を伺います。

学区外への就学希望の多様化と学校づくりについて、所見と将来の展望を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 相馬議員の質問について答弁をさせていただきたいと思いますが、これ、現実には私が答弁すると、教育委員会で書いたもの

を読むだけになってしまう、そういうおそれもありませんし、専ら教育委員会が深く検討事項としてやっている内容でございますので、以下について市長が答えないで何だと言われるかもしれませんが、教育長から以下の答弁についてお答えをいただきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、私のほうから通学区のお問い合わせにつきまして順次お答えをさせていただきますと、こう思います。

まず の県立高校の学区廃止への対応についてのお尋ねでございますけれども、まず の県立学校の学区廃止に伴う中学3年生への進学指導についての現状と課題についてであります。各中学校におきましては進路指導主事を中心に、全校体制で生徒の進路指導に当たっております。

現時点では、今回の学区廃止に伴って進路指導の内容が大きく変わるということはありませんが、できるだけ入試情報を迅速に保護者や生徒に伝えることや、進学対象校の広域化によりまして生徒の志望校、あるいは受験校がこれまでよりもふえるということになる場合には、それに伴いまして事務手続等の仕事がふえるということは予想される課題かなど、こんなふうに思っております。

次に、 の進学希望状況の現時点と昨年との違いでございますけれども、県が行います進路希望調査、これは全県的に行いますが、これは10月1日現在と12月1日現在、年2回実施をされております。したがって、現時点で全市的な現中学3年生の状況といったものは、申しわけございませんが、把握はできないということでございます。

次に、 の学区外への通学についてお答えをいたします。

まず の国立、あるいは県立、私立小中学校へ

の通学児童生徒数でございますけれども、本年度5月1日現在であります。本市の小中学生で国立の小学校へはおりません。中学校につきましては5名が通学をしております。県立の中学校に通学している生徒は58名、それから私立の小学校へは2名、中学校へは34名のそれぞれの生徒が通学をしているというような状況でございます。

次に、 の指定された学区以外に通学する児童生徒数と、その申請理由についてでございますけれども、指定された学区以外に通学する児童生徒数は5月1日現在で、本市におきましては651名おります。その申請理由としましては、住居の転居、それから保護者の就労等のための留守家庭、通学距離、指定校に希望の部活動がない場合等、そういった理由が挙げられます。

次に、 の学区外への通学についての所見と将来への対応ということでございますけれども、まず学区についてですけれども、これは学校教育法施行令第5条によりまして、本市におきましても市の教育委員会があらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて居住地により就学すべき学校を指定させていただいております。

一方で地域の実情や保護者の意向に十分配慮し、児童生徒の具体的な事情に応じた対応を行うことが大切でありまして、学校教育法施行令第8条によりまして、本市におきましても指定学校変更許可基準、これを設けて対応しているところでございます。

さらに、同法第9条に基づきまして区域外就学許可基準、こういったものを設けまして、他市町に住所を有する児童生徒につきましても、就学の許可をしているということであります。

多くの子どもたち、保護者にとりまして、それぞれの実情に合った学校選択が可能となっていると考えております。児童生徒のよりよい学習環境

を確保するために、今後もこの制度の適正な運用を図ってまいりたいと、このように思っております。

次に、の小規模特認校への通学に関してのお尋ねでございますけれども、まずのこの制度により就学した児童生徒数についてでありますけれども、本制度は平成24年度からスタートいたしましたけれども、初年度につきましては7名、翌年、平成25年度につきましては9名、そして今年度には19名の申請がありまして、制度開始から3年間で計35名の申請があるというような状況にあります。

次にの就学児童生徒と保護者の意見や評価についてのお尋ねですが、保護者の意見や評価につきましては、各対象校から聞き取りをしたものをご紹介したいと思います。「少人数だと担任初め学校の先生方の目がより行き届き効果的な教育が受けられる。今、特認校制度を利用して満足している」というふうなこと。あるいは、「アジア学院との交流するグローバルタイムや放課後学習教室など特色ある事業を実施しており、子どもも刺激を受けているようです」というようなこと、「農業・畜産を初めとする四季折々の体験学習など特認校ならではの独自の取り組みをしていて、地域と学校が一体となって子どもを育てている小規模特認校に入学させてよかったと思っています」というような感想があります。

もう一方で「保護者の送迎が原則なので、燃料費の負担が大きい」と、こういったご意見もありまして、全体的には比較的良好なご意見、評価をいただいております。

次に、のこの制度についての所見と今後の展望についてでございますけれども、小規模特認校制度は、那須塩原市小中学校適正配置基本計画に基づきまして導入された制度でありまして、対象

校に指定された学校が今後も存続するために、特色ある学校づくりを積極的に進めることで、入学・転学を希望する児童生徒及び保護者にその教育機会を提供することは意義のあるものと、こう考えております。

今後の展望につきましては、教育委員会としても特色ある学校づくりを支援し、対象校が維持発展するために継続的な取り組みを通して学校規模の適正化に結びつけていきたいと、このように考えております。

最後にの学区外への就学希望の多様化と学校づくりについての所見と将来の展望についてのお尋ねでございますが、これまで述べてきましたように、指定学校変更や区域外就学の手続きをとって学区外の学校に通学することを希望する児童生徒が多くなることが予想されます。また、学校選択の弾力化を受けまして、本市の小規模特認校制度の対象校が地域性や学校の特色を最大限に生かし、特色ある学校づくりを展開することによりまして、その趣旨に賛同する保護者が本制度を利用して児童生徒を就学させることも、また一方で大いに意義のあることと、このように考えております。

今後ますます児童生徒や保護者が学校に対してさまざまな願いや思いを持つことが考えられ、各学校はそれらを十分に酌み取りながら、積極的な学校経営に努めていく必要があるかと、こう思っております。

現在、本市が進めております人づくり教育は、そのスローガンとしまして「楽しさいっぱい 夢いっぱい ふるさと大好き 那須塩原っ子」を掲げておりまして、市内全校で取り組んでいるところであります。どの校も子どもたちが自分の住んでいる地域の中で、そして地域の人々とのかわりを通して、自分たちの住んでいる地域、郷土を愛する心を持ち、那須塩原が大好きと心から言え

る子どもをこれからも大切に育てていきたいと、
このように思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

それでは、 から順に再質問をさせていただき
たいと思います。

まず、学区廃止によって進路指導の内容は大きく
は変わらないということでしたが、生徒の進路
希望の状況も大きくは変わらないと予想されてい
るのでしょうか。また、全校体制での進路指導と
のことですが、県内全高校の建学の理念や指導方
針、そして通学の方法など、あらゆる状況を把握
しているスペシャリストの先生というのはいらな
いのでしょうか。

それと、進路希望調査が10月にならないと状況
の把握ができないというふうなことでしたが、3
年生の保護者からは、もう4月の段階で学区廃止
への不安の声は何回かお聞きしました。10月以降
の調査ということになっているとのことですが、
それで十分に対応ができるのでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答えをさ
せていただきたいと思います。

まず、生徒の進路希望の状況が、この学区廃止
によって大きく変わらないかということでありま
すけれども、これが県教委のほうで出しております
リーフレットで、学区廃止によってこんなふう
になりますよというのが既に出されている。裏面
にも、先ほど議員がおっしゃいましたように、こ
の目的はどういうことか。それから、それによっ
てどんなことが予想されるかということがわかり
やすく書かれているものが既に配付されていると

思います。

そういったものも加味しながら、これはあくま
でも予想でしかないわけですが、それほど
大きくどこかに偏るといふことは、県教委
でもそのような判断のもとにこの制度に踏み切っ
ているわけですが、私もそのように考えておりま
す。

また、当然全県域となりますので、多種多様な
高校が、これから生徒たちが選択をするというよ
うな場面になるわけでありますので、今まで以上
に進路指導というものも当然のことながら重視さ
れてくるわけであります。

議員もご承知と思いますけれども、中学校にお
きましては進路指導主事という位置づけをされた
先生がおりまして、多くの場合には中学校3年所
属の先生が多いわけですが、ただ進路指導
ということは、別な言葉に置きかえればキャリア
教育ということでありますので、中学校におきま
しては中学校1年の段階から将来の仕事というこ
とを意識して、例えば中学校1年生ですと職業に
ついて学ぶ、それから2年生ですとマイチャレン
ジに代表されますように、実際に自分で体験をし
てみる。

そして、3年生になってそれを実現するために
どういう進路を選択すればいいかということで、
学校の選択がなされてくるわけでありますので、
そういった段階を経ながら進められるように、こ
の進路指導主事が中心となってそれらの教育活動
を調整していくということになるかと思えます。

また、進路希望が10月にならないと状況が把握
できないということになりますが、これは全県的
な統計としてのものでありますので、当然のこと
ながら各学校におきましては、先ほど申し上げま
したようにキャリア教育の学習活動の中で適宜進
路希望調査をしている。ただ、それが他校と、あ

るいは県内の中でということの比較がなかなかできないという状況にあるということもご理解いただきたいというふうに思います。

なお、3年生におきましてはこの夏休みには1日体験というものを各県立高校が実施をしますので、そこに希望して、本人はもちろん保護者も希望する学校に出向きまして、どういった学習が入学後あるのかというふうなことをつづさに体験することができますので、そういったものも今後、進路選択には大変役立つものであろうと思っております。

また、毎年県立高校につきましては入学試験の実施細則というものがつくられまして、その内容につきましても、10月ぐらいになってからになりますけれども、3年生、あるいは保護者対象に説明を細かくする、そういう機会もあります。そういったことを踏まえながら、適切に進路選択というんでしょうかね、がなされるものであろうと思っております。

ただ、学区廃止に伴う、初年度ですので、なかなかどうなるのかということ、受け入れる側、県立高校側もそうですし、志望する本人、保護者にとっても、ちょっと状況がどうなるかということに対する不安は、これは拭えないのではないのかなと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。不安は多少ありますが、十分な対応が可能だと、十分に対応するというふうなご答弁かと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、の再質問をさせていただきますが、まず、現在市外の小中学校に通学する児童生徒は合計で99名というふうにお聞きしました。この99名という数字、そしてその全体からする割合というのは他市町と比較してどうかと、そういう

数字はお持ちでしょうか。また、この数を多くと考えるのか、標準的というふうにお考えになるのかお伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、市外に通っている児童生徒数についての状況についてですけれども、隣接する市町のいわゆる学区外への通学状況でありますけれども、今年度4月現在の数字でありますけれども、大田原市におきましては小学生が21名、中学生44名、計63名、児童生徒数約1%というようなことであります。矢板市におきましては小学生10名、中学生92名、合計102名ということで、児童生徒数の約3.8%程度。那須町におきましては小学生12名、中学生が26名、計38名ということで、これも約2%というふうなことであります。

本市につきましては、先ほどお話がありましたとおり99名であります。これは市内の児童生徒の約1%弱ということになりますので、そういう数字を並べてみますと、本市の状況というのも標準的という言葉は当てはまりませんが、そう大差はない数字かなというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 当地域と申しましょうか、那須郡地域、栃木県の北部地域とは大体そんなに変わらないような数字だというふうなことを今、お伺いいたしました。

それでは、本市の市外の学校にそういうふうに通学といいますか、通う子どもたちとその保護者のニーズがあると思うんですが、国立、県立、私立の学校、そういうところに通うニーズがあって行かれるんだろうと思っておりますが、その市外の学校に通う子どもたちのニーズを本市内の学校では応

えられないというふうにお考えなのか、十分応えられるというふうにお考えなのか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今のご質問ですけれども、市外の県立、あるいは国立、あるいは私立、そういった学校を選ぶというのは、恐らく保護者のほうではそで行われる教育に何か求めるものがあって、そういう選択をされると思いますので、それと同等のものを市内にあるかどうかということは、ちょっと比較にはならない部分もあるのかなというふうには思います。

ですので、その辺の選択につきましてはそれぞれの保護者の方々が、ここにける教育への思いがあってそういう選択をされるものであろうと思っておりますので、本市におきましては、先ほど申し上げましたように人づくり教育ということで、これも本市としては特色のあるすばらしい教育であると思っておりますので、それについては引き続きしっかりと展開をしていきたいと、そんなふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 市内の学校と市外、県立、国立、私立の学校とは多少その内容が違うので比較はできないと。そのニーズに応えられるか、応えられないかということに関しては、現時点では何とも言えないというところのご回答でよろしいんでしょうか。はい。わかりました。

昨年、9月の一般質問で市章について、市のマークですね 市章についての質問をした際、本市の市の学習は副読本で勉強するというふうなご答弁をいただきました。「夢ある那須塩原市」という副読本だと思いますが、先日いただきまして中身を見せていただきまして、あの副読本は非常にすばらしい副読本でありまして、本市の歴史、

地理、また産業、そしてごみ処理や健康といった生活についてもわかりやすく解説されている副読本でございます。

それとまた、先日、那須野が原博物館を視察した際、金井館長のすばらしいお話をお聞きいたしました。例えば、現在那須疏水の取り出し口の模型を展示されておりますが、あの那須疏水の取り出し口の建築物は、先日世界三大遺産に選ばれました富岡製糸工場と同等の建築物で、日本三大疏水と共同で申請すれば、もしかしたら世界遺産になるのかもしれないというふうなぐらいの遺産であるというふうにお聞きしました。

こうした通常の教育課程以外の学習も本市内の学校であれば校外学習等で勉強すると思えます。しかし、市外の学校であればなかなかそこまでの学習をする機会は十分にあるとは考えにくいという気がいたします。そういう学習をすることがより地域を愛する心がより一層深まるんだらうというふうには思います。

私の思い過ごしであればよいのですが、市外の学校に通う子どもたちは比較的学力レベルの高い生徒ではないかなというふうには思います。この子どもたちのニーズに本市の市内の学校で何とか十分にニーズに応えられるとしたならば、もし市外の学校を選ぶ理由が単に市外の学校に通うことがステータスだというふうにも思われているとしたならば、私は非常に悔しいと思っております。

特色ある学校づくりというテーマで昨年愛知県東海市を視察した際、そこでは自分たちの学校に自信と誇りを持っているというふうには感じました。そういうこともありまして、今後、学区外通学と学校のあり方についてはもう少し研究し、またどこかの機会がございましたら質問したいと思います。

続きまして、 の質問ですが、指定された学

区外に通学する子どもたちは651名と伺いました。ここに市の外から、市外から通学してくる児童生徒は含まれているのでしょうか。もし含まれているとしましたら何名くらいおりますか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） では、お答えを申し上げます。

その前に、先ほど議員がおっしゃった中で、ぜひご理解いただきたいことが1点ありますので、お話し上げたいと思うんですが、副読本を使っただけの学習、それから校外学習ですが、あれは教育課程内の、教育課程外ではなくて、教育課程の中の勉強であります。時間としてきちんと位置づけられておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

今の質問ですけれども、数字としては含まれております。5月1日現在で区域外就学制度を利用している児童生徒数は小学校では56名、中学校では24名、計80名がその数となっております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。すみません。想像よりもちょっと数字が多かったなというふうな印象を持っております。

続きまして、指定された学区以外の通学についてでございますが、その申請理由についてでございますが、保護者の就労や通学距離などの物理的な理由ということはわかりますが、希望する部活動がないからという理由の申請はこの651名のうち何名になるか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答えを申し上げます。

部活動関係の理由、その申請の理由ですが、40名でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 40名ということでございましたが、部活動が理由でということ指定外の学区の中学校に通うということがあるということでございますが、やはり、これも昨年9月の質問で申し上げましたように、例えば運動部であれば、スポーツアカデミー方式ということで週一、二回、専門部の先生が指導したりですとか、例えば文化部ですとかブラスバンド部ですとか、そういうのもやはりそういったアカデミー方式によって専門部で指導するというような体制がとれば、より子どもたちのニーズに応えられるんだろうというふうに思います。

続きまして、 の についての再質問ですが、子どもたちや保護者にとって実情に合った学校選択と、よりよい教育環境を確保するための学区外就学許可基準を設けているということでございます。恐らくその9項目の許可基準だったと思えますが、この許可基準以外に許可されるということはないと考えてよろしいでしょうか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員おっしゃるとおり、この基準に照らしての判断でございますので、この基準以外に許可するということはございません。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） わかりました。

続きまして、 についての再質問でございますが、小規模特認校について申請が年々増加していること、また、評価も比較的よいとのこと。そして、今後も特色ある学校づくりに取り組んでいくということでございます。この制度の発展を期待したいというふうに思いますが、この小規模特認校制度には定員というのはあるのでしょうか、伺

います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

この制度についての定員というものはございません。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 定員の設定はないということですが、小規模特認校の特色が最大限に生かせるのは1学年何名ぐらいが適当というふうに、先生、お考えでしょうか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 一応、今、国が定めております定員ですけれども、小学校1年、2年につきましては35人学級ということかと思えます。ですので、この範囲の中が相当かなと思えますが、かといって余りにも少な過ぎるというのも、また学習集団を構成するという意味では余り望ましいものではないと思えますので、その間ぐらいかなと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） その間ぐらいと、35名から少ないと、この間ぐらいというようなところだと思いますが、ある市町村の小規模特認校では1学年20名というふうに設定されているところもあるというふうに、ちょっと見たことがございます。

将来、この小規模特認校制度が十分に機能いたしまして、もし逆に人数がふえるというようなことがもしあった場合には、そういったところもご研究していただければというふうに思います。

それでは最後になりますが、 についての再質問をいたします。

本市では不登校対策にサポートセンターやメール、発達障害に特別支援学級など、きめ細やか

な学校のシステムを擁し、教育機関は充実していると思いますが、市外の学校に就学を希望する子どもたちのニーズにももしかしたら応えられるような制度があったほうがいいのではないかなというふうに思います。

「井の中の蛙、大海を知らず」という言葉もあり、また、グローバル社会と言われて久しいところで、市外の学校で義務教育課程を送るということも意義のあることなのかもしれませんが、単に市内の学校では物足りないと感じる児童生徒及び保護者がいるとするならば、それに応えていただきたいと。

優秀なお子さんは市外の教育機関や塾で教えてもらうという選択肢もあるのかもしれませんが、本市の将来を担う子どもたちを郷土のすばらしい環境の中で勉強していただくということも、また重要なことだろうと考えます。

そこで、市外の学校に就学を希望する生徒に対する市内の学校へ何とか就学していただくための方法、もしくは施策等、何かお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それではお答え申し上げます。

まず、市外に通われている方々につきましては、本当にそれぞれ、一軒一軒さまざま理由というんですか、事情があってそういうような選択をされているんであろうと、私ども理解しております、その基準に照らして適切に対応させていただいていると理解しております。

義務教育につきましては、当然のことながら学習指導要領に沿って全国どこにおきましても同じような、同様の同質の教育がなされているはずでありますので、本市におきましてもしっかりと他

市に負けない教育はやっているつもりでございます。

加えまして、議員ご承知のとおり、これからは本市におきましても、さらに特色のある教育を進めていこうとしておりまして、今年度からALTの全校配置であったり、それからタブレットを導入したりした新しいスタイルの授業に取り組んでいくということも、これもまた、いわゆる義務教育の中でさらに特色をつけた教育活動になっていくだろうと、こう思っております。

そういったものもどんどん、市内はもとより市外に広くPRして理解をしていただくことによりまして、本市が魅力ある教育をしているということをさらに強く認識していただけるように努力していきたいと思っております。

また、先ほど副読本につきまして大変お褒めをいただきまして、大変うれしく思います。あの本につきましては、議員おっしゃるとおり大変わかりやすく本市のことについて、子どもはもちろんですが、大人の方もよく理解できるすばらしいものであると思っております、実はあの本は学校に配っただけではなくて、市の図書館にも用意してございますので、手元になくても図書館に行けばあの本を見たりすることもできます。

今後、あの内容につきましても、私どもも工夫して、さらに広く多くの方に理解していただけるようにしていきたいというふうに思っておりますし、なお一層、これからの社会に巣立っていく子どもたちにとっては、やはり自分たちが生まれ育ったところについてはしっかりと学んで、誇りを持って大人になって社会で活躍していただきたいというふうに思っております。

こういったものも既にご承知のとおりリンツ、リサとの交流なんかも、これもとてもいい刺激になっていると私は思っております。

どうか学校だけではなくて、ぜひ地域の方々も、地域の子どもたちについての教育に関心を持っていただいて、地域で子どもたちを育てていこうと。地域の中で子どもたちが学んでいくと、そういった環境をぜひ、全市挙げてつくっていただければいいなど、こんなふうに思っておりますので、どうぞご協力をいただきたいと思います。よろしく願います。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 地域を挙げての子どもたちの育成ということで理解をいたしました。しかしながら、その通学区につきましては今後ますます学区外通学を希望する児童生徒が多くなると予想されるという答弁もございまして、学校選択の弾力化を受けて、人々から選ばれる学校づくりというものも必要になってくるのかなというふうに思っております。

実は昨年秋、中学校の野球の全国大会で関西のある有名私立中学校のチームと対戦をいたしました。その有名私立中学校のチームは小学校から中学校に上がる段階で、いわゆる特待制度で野球の能力の高い中学生を集めているというふうなお話も伺いまして、今後そういうことも多くなってくるのかなというふうな気もいたします。それについて対抗するということはないとは思いますが、そういう社会になってきたときのことも少々考えていただきたいというふうにも思っております。

そういう中で、例えば学力の進んでいる児童生徒には特別選抜クラス、もしくは廃校になった学校を利用しての特別選抜の学校などを設置してはいかがでしょうか。また、小規模特認校への通学の手段というのが、保護者の送迎が前提ということになっておりますが、公共交通機関等を利用した通学がもし可能であれば、もっと幅広く要望す

るご家庭もあるのではないかというふうに思っているところでございます。可能であればご検討いただきたいというふうに思います。

ことし、市内の小中高校を卒業して大田原の医療系の大学を卒業した若者が数名、東京、千葉、埼玉の病院に就職をいたしました。地元の病院にも採用枠はあったようですが、県外に出ていきました。現在、ふるさと納税という制度もあり、地元へ貢献することはできるというふうなこともございますが、本市の人材という財産を流出しないための施策も切に希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、3番、相馬剛君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。11番、日本共産党、高久好一です。

一般質問を始めます。

まず、一番目の介護保険についてです。

来年4月実施に向け、医療・介護総合推進法案の成立が見込まれていますが、自治体が対応に苦悩し、反対する声も上がっています。本市の対応とを考えを求めます。

保険給付から外され、市の事業に移行される要支援1、2の受け皿を確保できる見通し、またボランティアに移行した場合のサービスの低下・重症化防止への対応は可能ですか。

です。初期の対応が大切と言われる認知症のケアを専門家が対応できなくなる事態について、考えを聞かせてください。

です。今でも施設入所待機者が多い中、入所対象を要介護3以上と制限が実施された場合、市民にはどのような影響が出るかと考えていますか。

です。一定の所得者の利用料を2割に引き上げることは、利用控えからの重症化を招き、さらには全ての利用者の2割負担化への移行が懸念されることについて、市はどう捉えていますか。

です。国が3月に発表した介護保険サービス提供の調査では、医療機関退所者の35%が1カ月から3カ月にもとの施設に戻っています。強制的に追い出しを図ることは許されないと思うことから、考えを伺うものです。

以上、5点について答弁を求めます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 1の介護保険についてのご質問に順次お答えをさせていただきます。

の保険給付から外され、市の事業に移行される要支援1と2への対応につきましては、今回の制度改革の趣旨は、介護保険を持続可能なものとするための重点化・効率化を図ることにあります。この見直しによりまして、全国一律のサービス内容であった訪問介護と通所介護について、市が地域の実情に合わせて行う新しい総合事業に移行することとなります。既存の事業所によるサービスに加えて、NPO法人や民間事業者などの多様な主体が受け皿となることによりまして、利用者の選択の幅が広がるものと考えております。

また、新しい受け皿となる事業者に対しましては、あらかじめ市が事業者としての認定を行うことなどにより、サービスの維持向上に努めたいと考えております。

次に、の認知症のケアを専門家が対応できなくなる事態について、市の考えはとのご質問にお

答えをいたします。

今回の制度見直しにおきましては、認知症の方は精神科病院や施設を利用せざるを得ないというこれまでの考え方を改め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととしております。

具体的には、認知症は特に早期診断・早期対応が重要であることから、地域包括支援センターなどの職員が認知症の初期段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行う仕組みとして、認知症初期集中支援チームを地域支援事業に位置づけることや、地域の実情に応じた認知症施策の企画調整等を行うために、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置することなど、体制の強化を図ることとしております。これらの支援チームや支援推進員は医療機関とも連携して業務を行いますので、制度改革後も専門家が対応できなくなるような事態はないものと考えております。

次に、の入所対象を要介護3以上とする制限が実施された場合、市民にはどのような影響が出るかについてお答えをいたします。

特別養護老人ホームへの入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在していることを踏まえ、在宅生活が困難である中・重度者を支える施設として重点化を図るため、入所基準を要介護3以上に限定するとの見直し案が示されております。しかしながら、要介護1・2の軽度者であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を認めることができるとされております。

特例の要件につきましては、今後、国から具体的な基準が示されることとなりますので、こちら

については注視をしてみたいと考えております。

次に、利用料の2割負担に関するご質問にお答えをさせていただきます。

利用者負担の見直しにつきましては、今後、介護費用が増大し保険料も上昇が予想される中で、負担の公平化を図って、相対的に負担能力のある所得の高い層の方には2割負担をお願いするというものでございます。

対象となる所得水準につきましては国において検討中ではございますが、高額介護サービス費により自己負担の月額には上限がございますので、見直し対象者全員の負担が必ずしも2割になるというわけではないことから、利用差し控えによる重症化には直結しないものと考えております。

なお、全ての利用者の負担が2割になることにつきましては、国からの情報はございません。

次に、の医療機関退所者の35%が1から3カ月以内にもとの施設に戻っていることについて、市の考えはとのご質問にお答えをいたします。

国が平成25年10月に実施をいたしました介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査において、介護老人保健施設から医療機関に移った35%の方が1から3カ月以内にもとの介護老人保健施設に戻っているという結果が示されております。

介護老人保健施設では入所者の病状から見て、施設内において必要な医療を提供することが困難な場合は医療機関を受診させることが必要になり、そこで病状が安定すると再び施設で介護や看護、リハビリを受けて自宅への復帰を目指すことが本来の方針でありますので、強制的な追い出しはないものと認識をしております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。 から再質問をしていきます。

介護保険が持続可能にするために新しい事業も取り入れながら進められていくと、市のほうからは事業がしっかりと受け継いでいかれると、そういう答弁だったと思います。

中央社会保障審議会が昨年末に行った自治体アンケートでは、要支援1・2の自治体への事業の移行について可能と答えた自治体はわずか17.5%でした。ここで確認ですが、那須塩原市は無難に継続していけるだろうという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほどもお答えしましたとおり、現在サービスを提供している事業者は、その事業を移行するというふうなことができるというふうな形になってございますので、今、サービスを受けていらっしゃる方はそのサービスを引き続き受けただけというふうな制度改正の中の説明も国からございますので、そのような対応ができるというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 非常に高齢者には安心できる答えだと思えます。こうした事業、全国でこの事業に先立って先行モデル事業が13の自治体で

全国的に行われております。東京の世田谷区もこの一つです。無資格のボランティア等による家事援助サービスをこの秋から実施する計画です。通所介護も代替と考えられているのは同区内社会福祉協議会に登録したボランティアが行うミニデイです。利用できるのは自分で会場まで来ることができる人が対象です。月2回以上の開催が条件で、利用者1人につき250円の補助が出ます。

ミニデイは他に補助もなく要支援の人を受け入れることは想定されていません。つまり、市の今回の要支援に対する受け入れということは想定されていないということです。そこで伺っていきます。

市の想定する受け皿が那須塩原市では生きがいサロンなどになる以外に思いつきませんが、今でも予算が少なく、自治会や地域の人々の協力と善意による持ち出しが活動の中心になっていると聞いています。このような状況の中で受け皿となり得るのでしょうか。持続的なサービスが可能なのか、会場まで来られない人への対応はどのようになるのか、改めて伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 生きがいサロンがこのNPO法人とか民間事業者というところの想定にあるのかというふうなところはございます。実際に那須塩原市内にこういった介護サービスを提供するNPO法人ということであれば、数少ない状況にはございます。ですので、市といたしましては、本年度、策定を進めております高齢者福祉の第6期計画の中で、この移行をどういうふうにやっていくかということもこれから決めていこうと思っております。

国からの資料でございますと、来年度から3年の中でスムーズな移行をするようにというふう

な中身でございます。

当然NPOを育てるといふふうな形、受け皿を育てるといふふうなことも必要かとは思いますが、やはり生きがいサロンにつきましても、地域の中で自治会を中心に地域の高齢者の方々とつながりを持って、要は地域の中での見守りであったり、支え合いであったり、それが、実際に実施主体が、高齢者の方が実際には生きがいサロンの実施主体であっても、お互いに支え合うと、お互いさまといふふうな、そういった気運も醸成させていただくといふふうなことの狙いもございますので、その部分がどこまでこういった要支援1・2の移行の受け皿とすべきかというところも、これからの検討課題だとは考えておりますけれども、当初はやはり現在サービスを提供していただいている事業者のところをお願いするというふうな形で、高齢者の方には引き続きのサービスを提供していこうというふうには考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 現在、介護制度を利用している方には引き続き利用できると、そういうお話だったと思います。

国会審議が参議院で行われております。その中で田村厚労相は専門的なデイサービスが必要な例として、生活に支障がある度合いを示す日常生活自立度2以上を上げ、要支援の中で1・2の全ての方が利用できるわけではないと、利用できる方はこのうちの七、八パーセントであると、こういう答弁をしています。

こういうことから、那須塩原市の要支援の1・2の合計は、新しい人数でいきますと1,220人のうち1,220人が要支援1・2です。このうち七、八%の8%として98人しか制度を利用できないこ

とになります。こうした事態に市はどのように対応していく考えでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほど議員がおっしゃいましたとおり、本年4月30日現在で本市内で要介護度認定を受けた方の中での要支援1、要支援2と判定された方については1,220名、29.5%ということで、3割近い方が要支援1・2と判定をされておりますが、実際にはこういった方々、要支援1・2という形になれば地域包括支援センターなどのサービスを中心に受けていただくという形にはなりますけれども、実際には本人が希望されるサービスは受けられるという体制は整えておりますので、その部分については必要な方に必要な支援をとという部分で、介護予防の部分も引き続きサービスを提供できる体制は整えていく必要があるものと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 介護サービスを必要とする方にはサービスを整えていくというお話でございました。受けられるというお話とちょっと幾らかずれがあるかなと、私は思っているんですが、まだ審議中ということもあります。国のほうの行方を見守り、地域にはやはりお年寄りが安心して介護を受けられるというものをしっかりと求めていきたいと思っております。

に移ります。

認知症の問題です。初期の対応が大切ということで質問をいたしました。部長のほうからも認知症については初期の対応が大切だというお話が出ました。今、認知症の方の行方不明が大きな社会問題となっています。奈良県の天理市は昨年12月、市議会がこんな意見書を全会一致で可決しました。

要支援外しは早期発見、早期対応の認知症のケアの原則に反すると。こういう意見書を国に提出しています。

要支援者の中には認知症の人や視覚・聴覚障害者など緊急に専門的支援が必要な人が少なからず含まれています。閉じこもりなど援助を拒否する人も多く、熟練した介護職員が繰り返し訪問する中で心を開き、援助につながる例も少なくありません。そのような支援はボランティアにはできないと言われております。しかも、政府は自立を支援し重度化を防ぐとしてこの要支援者向けサービスをつくりました。こうした中での保険外しは全く道理がありません。

そこで伺っていきます。那須塩原市の要支援者認定者の中にある認知症の方を把握されていると思いますが、要支援の認定者の中にある認知症の人数とどのような対応をしているのか、今後の対応についても考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 介護認定については認定の申請がある段階で随時行っております。最新の情報で手元にありますが、平成26年4月1日現在ということで集計をしたものがございません。その中で認知症の自立度の判定の中で a 以上の方が、要は手助けの必要な認知症の方というふうな捉え方になるんですが、その a 以上の方で要支援1というふうに判定されている方は32名、要支援2というふうに判定されている方は21名という形で、そのような自立というふうな部分での判定も実際にはございます。

これ、個々に応じてさまざまな仕組みがございまして、まず認知症自立度の判定につきましては、かかりつけの医師がこの判定を行って、要介護認定の申請にこの資料をつけていただくというふう

な形で認定を進めていくわけでございます。そのような中で、トータルで判定をして要支援1、要支援2というふうな判定が結果としてはなされているというふうな状況がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 要支援の中に合わせて53名の方がいらっちゃって、医師が判定をしているということでございます。要支援の保険外しはかろうじて支援につながっていた人を孤立させ、自立した生活を奪うものです。重度化が進み孤独死の危険も高くなります。こうした認知症認定者のさらなる介護支援を求めるものです。

答弁の中で認知症支援員というような言葉も聞かれました。先日、NHKでイギリスではリンクワーカー、認知症コーディネーターなどの専門の職員が支援し、認知症の人でも人生に目的を持って暮らせる対応が報道されています。

次に、進みます。

です。入所待機者の問題です。

本市の要介護3以上の方は1,380人で、介護認定者の33.4%を占め、施設入所待機者は243人、平成26年4月30日現在で昨年より10人ふえています。そこで伺っていきます。本市で現在要介護2まで、要介護3以下で入所している認定者は何人いますか。新しい制度が実施された場合、その認定者たちは引き続き利用ができますか。聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 要介護度別の市内の介護施設への入居者の集計が、平成26年1月の時点で行ったものがございます。その中で、要介護1、要介護2の入居者の方は合わせて35人、全体の11.2%、おおむね1割の方が要介護1、要介

護2であっても入所しているという状況でございます。こういった方々については継続して入所できるというふうに制度改正においても国から通知がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 引き続き入所できると、そういう答えが返ってきました。ぜひ、しっかり対応していただきたいと思います。要介護1、2の方、先ほども言いましたが、合わせて1,220人。認定者の29.48%を占めます。国は特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定する、かつてない改悪を行います。全国の特養ホームの待機者は52万人を超え、そのうち17万8,000人、34.2%は要介護1、2の人です。これらの人は虐待など一部の例外を除いて対象外となると。待機者の枠からも除外されてしまいます。行き場のない高齢者が劣悪な環境のお泊りデイなどを漂流する事態に拍車をかけることになります。

政府はサービスつき高齢者住宅などを受け皿にするとありますが、月15万円から25万円もの負担が必要です。特養ホームの申請者の多数は貧困、低年金であり、受け皿にはなり得ません。こうしたことが明らかになってきています。那須塩原の場合はこういった心配はないと考えてよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 昨日市長からお答えがあったとおり、現在のサービスを低下させることのないように、新制度への移行についてもしっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） きのうの市長の答弁の中

でも、そのためにもしっかりと財源を確保していくという答弁がありました。ぜひ、那須塩原市の高齢者の支えをしっかりとできるようにお願いしておきたいと思います。

先に進みます。

一定の所得者の利用について質問いたしました。決して全部にこうなるわけではないということでしたが、私の心配は一定の所得者を2割に引き上げることで、全体が介護の利用料が2割になったら、これは大変なことになるというので、何としてもこれはやめさせてほしいという思いで今回の質問をいたしました。今、国会は参議院でとまっています。介護保険料の2割負担が可能としていた資料は誤りだったとして、衆議院は通ってきたんですが、この前提となる資料が撤回されました。撤回された中で大変残念な状況です。

厚労相が、この使っていた資料が実際には当てはまらないということで、資料を撤回してしまいました。この2割負担は60万円の余裕があるので、対象者は年金収入で単身ですと160万円。夫婦ですと360万円以上の方、59万円という範囲での設定でしたが、この数字に大きな誤りがありまして、根拠とならないということで、この資料を撤回いたしました。そうした中で、残念ながら参院、きょうにもあすにも強行採決の動きを報道しているマスコミもあります。

こうした資料、改めて出して、しっかりと審議をして国会の役目を果たすよう求めるものです。そうしないと、これからの介護計画、そんなにすごいことになるのでは、素直に市民も安心して聞き入れられないということになっております。この制度が、この介護法案が通ってしまって、この制度が1年ほど過ぎると介護利用者の全てが2割負担に移行されるのではないかという、そういう懸念が全国的に起こっております。そうした中で

全国の210の自治体がこの法案の撤回、廃案を求めて国に意見書を提出しています。

さらに前に進んでいきたいと思えます。

番の国が3月に提出した介護サービス提供の調査でということで質問をいたしました。

答弁のほうは、安定したら在宅へ、悪化したらまたもとの施設へということを行っていて、安定した介護が受けられ、強制的な追い出しにはならないと思うというのが答弁だったと思えます。

全国で13の自治体が先行的に参加する国のモデル事業、先ほども言いましたが、今度は東京の荒川区です。腰痛でかがめず掃除など困難な80代の女性が10年以上受けてきた生活介助を介護からの卒業として認定してもらえず、年度末で打ち切られるという事態が起っています。こういうモデル事業が、こうした事態が起っているということに大きな不安を抱えて、今回の質問は行いました。

まだ国会で審議中という部分もあります。私と部長との受けとめ方がちょっとずれている部分があるかと思えます。あと、国で審議中という問題もあって、このような状況が生まれているのかもしれない。那須塩原の介護認定者の全てがしっかりした介護を受けられるよう求めて、この質問を終わります。

続いて、2番の消費者行政についてです。

国は相次ぐ食材偽装や高齢者の消費者被害の拡大を受け、景品表示法、消費者安全法の改正を行いました。以下について伺うものです。

市の消費者相談員の配置と雇用について、市の現状と考えを伺うものです。

行政改革の一環として、民間委託の選択をする市もあるといえます。消費者行政の根幹をなすものであり、民営化はなじまないと思えますが、市の考えを聞かせてください。

です。非正規相談員の雇いどめや任用回数の制限を設けている自治体が問題となっていますが、市の考えを求めるものです。

以上、3点について答弁を求めます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 消費者行政について3点お尋ねがありますので、市の消費者相談員の配置と雇用について、市の現状と考えについてから順次お答えをいたします。

現在、市の消費生活センターには、消費生活相談員を5名配置しており、うち2名の相談員が月に16日、うち3名の相談員が月に10日勤務をしております。消費生活相談員は非常勤特別職として任期を1年として委嘱をしておりますが、専門的知識を持つ人材確保の面から任期満了となった相談員を引き続き再任しております。今後も相談員は専門的知識を持つ人材を確保していきたいと、このようにも考えております。

次に、消費生活相談業務の民間委託についてもお答えをいたします。

消費者安全法の改正により、消費生活相談業務の民間委託について、一定のルールを整備することが示されました。しかしながら、消費生活相談は中立性・公平性の確保や個人情報への保守に配慮しながら、消費者からの相談に対応して解決を図ることが必要であると考えます。

また、税務福祉関係部署等の職員が消費者トラブルに遭っている人と対応したときには、消費生活センターへの案内を依頼するなど、庁内の連携を図ることも重要であり、市民にとっては市が対応することで安心感が得られるのではないかと、このようにも思っております。このようなことが

ら、市としては現在のところ消費生活相談業務を民間委託する考えはございません。

次に、非正規相談員の雇いどめや任用回数の制限についてもお答えをいたします。

消費生活相談には消費者問題に関する専門的な知識や実務経験の積み重ねによって得られる交渉力などの技能が必要であるため、市では消費生活相談員の雇いどめや任用回数の制限は行っておりません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 全体的な答弁でまず安心しました。こういう方向でしっかりやっていただきたいと思っています。5名の相談員ということをやっているということでした。そうした中で、今回の法改正は国の総計では非常勤職員の相談員が全体の約75%を占めると、こう言われています。相談員の待遇改善が今回の法改正の目的とも言われています。そうした中で悪質な業者に狙われやすい高齢者などの情報を警察や病院などでつくる地域協議会に消費者庁や自治体が提供できるようにして、地域を見守る体制をしっかりと整えていただきたいと思います。

藤村議員の質問の中でも答弁が結構出てきたんですが、重なる部分もあるかと思いますが、続けていきます。

市の5人の相談員の勤務体制と給与、月給16万円掛ける12カ月、これは192万円に、単純に掛けてこうなります。日給で月13万円程度と、こう聞いています。そうすると、これは1年間で156万円程度。どちらも200万円以下のワーキングプアということになります。部長の答弁でにわかには予算を組むのは難しいということが藤村議員のときにはありました。しかし、連日報道される消費者被害、国の改正表示法は年内に、改正消費者安全

法は2年以内に施行の予定となっています。こうした中で伺っていきます。

こうした法改正にあわせて相談員を非常勤職員でなく正規の職員として消費者センターを充実させていくことが市民の消費生活を安全で豊かなものにつなげていくのではないかと思います。市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お答え申し上げます。

藤村議員のほうにもお答え申し上げましたが、現体制、現状の中で精一杯これらの業務について頑張っていきたいというふうなことでありますので、にわかには相談員さんの増員とか、あるいは報酬等の改定については現在考えておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） オレオレ詐欺や振り込み詐欺、ネットなど高齢者や若者が被害に遭う問題が増加しています。市民が安心して消費生活ができるよう対策を求めて、この項の質問を終わります。

続いて3番に入ります。

新庁舎建設と財政運営についてです。

市は新庁舎に係る組織について懇談会や検討委員会などを設置し、スケジュールを示しました。以下について伺うものです。

市民検討懇談会に公募市民3人が選任されたが、市民の意見が十分に反映される制度となっていますか。

です。平成22年総合計画における市民アンケートでは合併時の協定や特例債の期限ではなく、無駄をなくし「慎重に」が大半を占めました。市民の気運醸成の把握やアンケートの実施は考えて

いますか。

です。財政規模の見通しについて、市長は可能と答えています。特例債の規模や合併算定替終了後の対応について、市の考えを求めます。

以上、3点について答弁を求めるものです。議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久議員の質問に私からも順次お答えいたします。

新庁舎建設と財政運営についての質問でございますので、市民検討懇談会に公募市民3人が選任されたが、市民の意見が十分反映される制度となっているかについてであります。市民検討懇談会につきましては、市民の皆様のニーズや新たな行政需要に対応できる庁舎建設に係る基本計画を策定するに当たり、より市民の皆様の声に耳を傾け、協働の中でのその方針を導き出すために設置したものであります。

なお、懇談会の委員の構成につきましては、公募で選出された委員を初め、自治会、婦人会等の各種団体から推薦いただいた委員の皆様であり、これらの方から新庁舎のあり方について多くのご意見をいただきながら、計画に反映できるよう努めてまいります。

次に、市民の気運醸成の把握やアンケートの実施は考えているかについてですが、市民検討懇談会において、委員の皆様からさまざまなご意見をいただく中で、市民の皆様が気運醸成が図られますよう努めていきたいと考えていますので、アンケートの実施については現在予定しておりません。今後、庁舎建設に係る基本計画を策定する過程において、パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を広く伺いながら計画策定を進めていきたいと思っています。

最後に、特例債の規模や合併算定替終了後の対応についてお答えいたします。

まず、合併特例債の発行規模についてですが、平成26年2月に改訂した中長期財政の見通しは、過度な将来負担を残さず、かつ合併特例債をある程度温存できる中間型シナリオを選択し、平成32年までの財政見通しを立てたものであります。新庁舎の建設費は確定しておりませんが、この財政見通しに基づき新庁舎整備基金を積み立て、合併振興基金を活用しますと、合併特例債の発行規模は約26億円となるものと見込んでおります。

また、合併優遇措置である合併算定替は平成27年度から終了に向かい、普通交付税は5年間徐々に減少し、平成32年度には現在より約12億円減収になるものと見込んでおります。しかし、中長期財政の見通しでは、このことを勘案して推計を行っており、新庁舎建設に係る約26億円を含む事業に合併特例債を発行してもなお、計画期間中に赤字が生じない推計となっております。

合併算定替の終了後における対応についてですが、現在のところ平成33年度以降の財政状況を推計しておりませんので確たることは申し上げられません。中長期財政の見通しに沿った財政運営を継続していくことにより、特殊要因が生じない限りは、市債残高は減少傾向となり、予算規模は400億円程度を維持していくものと推測しております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をいただきました。先日、市のほうから第1回の懇談会が開催され、公募市民の元気な発言が行われたと聞いています。まずは一安心というところです。そこで伺っていきます。

16人で構成する懇談会に占める公募市民の割合

は3人。総合的な判断で選定したとしています。
3人とした根拠、年齢、性別、地域なども聞かせてください。今後のこの3人に期待するものについても聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 公募委員でございますけれども、3名ということで、募集につきましては9名の方が応募をいただきました。そのうち女性2人、男性1人を選んでおります。市民懇談会の構成でございますけれども、16名ということで、そのうち職員が4名入ってございます。あと、学識経験者ということで1名入ってございまして、そのほか11名の方が市民ということで意見を述べていただいております。年齢につきましては30代から50代の方が公募委員として選任をされてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ありがとうございます。構成はわかりました。

さらに前に進んでいきたいと思えます。

に入ります。

平成22年度の総合計画の市民アンケートの結果から アンケートを行うのかという質問をいたしました。現在のところ、アンケートは想定していないと。行うのはパブリックコメントというお話でございました。市民の気運醸成の把握はこの懇談会の中で把握できると思うと、こういうお話でございました。

さらに聞いていきます。市民の気運醸成の把握、私のほうはしっかりとつかむのは、やはり市民アンケートだと思って、市民アンケート以外で具体的に把握する方法という質問を用意してきました。具体的に把握する方法を持っていますかというこ

とでやりました。それがパブリックコメントであり、懇談会ということなんだと思います。そうすると、何となくもう懇談会の行方がわかってしまうような、そんな感じにも思いますが、それは捉え方が間違っているのでしょうか。考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 懇談会につきましては新庁舎建設に必要な意見や提案を反映させるために基本計画を策定するというで組織化されたものでございます。議員、アンケートが一番だというふうに仰せになりましたけれども、今後、市民の気運醸成のためにいろいろな観点からPRをしていきたいというふうに思っております。

また、懇談会の会議等の経過につきましてはホームページで公表していきたいというふうに思っておりますので、そんなところからも市民の方からご意見がいただけるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ありがとうございます。

さらに に続いて進んでいきたいと思えます。

財政規模の見通しについて伺いました。合併特例債は26億円程度と。少し幅を持たせながら財政を温存しながら無理のないよう進めていきたいというお話でした。

そこで、先に進めていきたいと思えます。

市長は、市の財政は逼迫しているとして市長選を戦いました。就任2年目からは本市の財政が全国同規模類似市の中で財政的に豊かであるというふうに変わり、財政指標の将来負担比率ゼロを根拠に示しました。この到着点为新庁舎建設ということにつながるのかなという思いで受けとめてい

ます。

そこで伺います。

栃木県の自治体の中にも将来負担比率ゼロの自治体が複数あります。現在の自治体の財政状況に合わせて無難につくられた指標であるとの分析をする方もいます。この指標自体が余り当てにならないということもわかりました。当市の財政分析から市はどう捉えているのか、改めて聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 全国的に財政難の団体が多いというふうなところかと思えます。この新庁舎建設について申し上げますと、先ほど市長が答弁しましたとおり、その合併特例債をうまく活用しまして、それでやっていこうというふうなところでございます。

また、合併算定替終了後については、先ほどお示しはしていないというふうなお話を差し上げたところでございますけれども、これにつきましても、やはり財政的に逼迫してくるというふうなところは目に見えているところでございます。そんなところからしますと、全国にそういうふうな合併をしまして、どうしてもやはり財政的に苦しくなるというふうなところが出てきておりますので、そういうふうな団体が集まりまして、国のほう、総務省というふうなことになりますけれども、そちらに合併算定替の終了後につきましても新たな財政支援、そういったものをしていただきたいというふうな要望もしているところでございます。

そんなところを見据えまして、那須塩原市におきましてもいろいろな側面から財源的な、財政的な切り盛りをしていきながら、今後、長期にわたって安定的な財政運営をできるようにしていきたいというふうと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。私のほうも那須塩原市の財政、油断はできないが悪くもないと思っています。ですから、新庁舎建設は慎重に進めなければなりません。

先に進みます。

今、部長の言葉からちょっと出ましたが、国は財政の捻出の柱を国債発行から消費税に置きかえました。国は合併時点では想定されなかった災害などに対する財政需要に対して算定を反映するとして、市町村の姿の変化に対応した交付税の算定に反映する案を示しました。

昨年の11月、合併に参加した263市町が合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会をつくり、総務省に対して新たな財源措置を早急に講じるよう求める要望書を出しました。栃木県では9市町が参加し、その中に那須塩原市が含まれています。先ほど、そういう要望を行ったという案内がありました。

こうした動きを受け、総務省は1月に、平成26年度以降5年程度かけて見直す。そして、正式に実施と時期が案内されています。その内容は平成26年度から支所に要する経費の算定案として自治体向けに案内されましたが、人口8,000人規模に対して計2.4億円。平成27年度は交付税の算定に用いている標準団体、自治体の面積に拡大する方向で見直し、公民館、保健センター、消防の出張所等の数により見直し、順次交付税の算定に反映すると、こうしています。これは計算していないと、そういうお話でございましたが、そこで伺っていきます。

この交付税の算定措置は1年ごとに減っていき、5年後はゼロとなるという見方と、5年後以降も最初の3割程度は保障されるという話があります。

市はどう捉えていますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 先ほど、合併算定替というふうなことで、これにつきましては合併してから10年間据え置きで、それから5年間かけて少しずつ減って行って、15年目にはゼロとなるというふうなところでございます。それはもう決まっているお話というふうなことになります。それで、ただいま議員さんのほうからお話がありました3,400億円程度というふうなお話かと思えます。これにつきましては、まだ国のほうでは案というふうなことで発表がなされているかと思えますので、はっきりまだ決まったというふうなことではございませんが、案として流れてきているというふうなことにしましては大いに期待するところがあるというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 大いに期待するというお話でございました。すっかり入ってきて、それを当てにして行うということではないんだと思います。市は市民サービスを向上させるために新庁舎建設を位置づけています。市は財政を安定的に運営し続けることが確保されなければなりません。そこで伺っていきます。

栃木県のように土木建設偏重の政策を進め県庁舎は新築されたが、財政が逼迫し、新たな税負担を県民に求めるような事態は決して許されません。県の二の舞は御免だという声が市民の中に少なからずあります。市の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 先ほど来、市長のほうからも答弁がありましたように、中間型シナリオ

というふうなことで、中長期の財政見通しを立ててございます。そんなところで、そのシナリオに沿った財政運営をしていきたいというふうな考えております。ですから、特殊要因がなければ現在の財政規模でやっていけるものというふうな推測をしているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。ぜひ、しっかりした計画をつくって慎重に運んでいただきたいと思えます。消費税の増税と福祉の切り捨て。市民生活が大変になっています。正面から市民の声を受けとめ、慎重に判断されるように求めて、この項の質問を終わります。

議長（中村芳隆君） ここで昼食のため休憩いたします。午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一君。

11番（高久好一君） それでは、午前中に引き続き質問を続けていきます。

4番の橋梁の老朽化対策についてです。

2013年4月国交省がまとめた橋梁について、市が管理する橋のうち修理を要する橋の長寿命化計画がつけられたことから、以下のことについて伺うものです。

今般、報道されている建築技術資格者の不足について、市の現状と課題を伺います。

です。架設された橋が50年を経過・老朽化して、新しくかけかえるべき橋を計画的に改修し、

長持ちさせる対応であり、精確な分析が求められますが、市の対応を求めるものです。

以上、2点について伺うものです。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 橋梁の老朽化対策についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、の建設技術者不足の市の現状と課題についてお答えいたします。

現状といたしましては、市の土木技術職員は現在38名おりますが、そのうち橋梁の維持管理などを行う道路担当職員は、本庁と支所を合わせて9名となっております。課題といたしましては、道路法施行規則の一部改正により、2m以上の橋梁やトンネルなどの点検は、点検に必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により5年に1回の頻度で行うことが義務づけられたことがございます。

本市には該当する橋梁が209橋あり、点検とその結果に基づき修繕を的確に進めていくためには、現在の土木技術職員だけでは難しいと思われることから、国土交通省、栃木県、県内市町などにより、本年5月22日に設立された栃木県道路メンテナンス会議などの支援を活用したいと考えております。

次に、の老朽化して新しくかけかえを行うべき橋を計画的に改修し長持ちさせるには、橋の精確な分析が求められるが、それに対する市の対応を求めるとのご質問についてお答えいたします。老朽化した橋梁を計画的に改修し、長持ちさせることにより、修繕コストの縮減と予算の平準化を図るため、本市におきましては、橋長15m以上の橋梁など重要な橋梁88橋を対象として、那須塩原市橋梁長寿命化修繕計画を平成25年度に策定した

ところでございます。

今後におきましては、関係機関からの技術支援の活用のほか、必要な技術情報の入手や職員の技術習得に努め、市管理の橋梁の長寿命化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 現在の職員数が38人のうち橋関係が9人ということでありました。市のほうの管理する209ある橋を管理していくのに、この人数では難しいと。それで、県のメンテナンス会議などを利用していきたいというお話でございました。

私のほうは建築指導ができたということで、建設課が建築指導部が拡充、強化されたと思っていたのですが、現在は不足する人員と、現状がわかりました。将来を見据えた継続的で計画的な技術者の養成と確保を求めておきます。

に入ります。

50年を経過した橋、修繕すべき、改修すべき橋が、88橋があるという話がありました。そこで伺っていきます。

本来なら新しくかけかえるべき橋です。改修する優先度の決定基準はどのように行われ、計画も行われていますか。計画の進捗状況についても聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） ただいま高久議員のほうで修繕すべき橋が88橋というふうなお話でしたが、計画の対象となった橋梁が88橋でありまして、そのうち修繕を要するというような橋は、88橋のうち9橋が修繕を要する橋というふうになっております。

そういった中で優先度決定基準でございますが、

その計画を策定する前に点検を行いまして、点検の中で早急に、緊急に措置するべきか、また、緊急ではなくて、早期に措置を講ずるべきか、または予防的にやればいいのか、または健全であるかというふうな判定をしておりますので、そういった中で緊急性の高い順に修繕をしていくこととなっております。

それと進捗状況でございますが、ただいま申し上げました9橋のうち、平成25年度におきましては塩原の地区にあります明神橋、これの修繕を行って完了しております。今年度におきましては、那須町との境、那珂川にかかっているりんどう大橋、これの修繕を予定しております。また、対象橋梁の9橋のうち、緑橋 塩原地区でございますが、あと黒磯地区の百村橋という橋梁がございますが、この2橋につきまして、今年度設計をする予定となっております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。今年度中に設計をしていくのがりんどう大橋、緑橋と百村橋というような具体的な話も出てまいりました。

先に話を進めてまいります。

災害時こそ重要なライフラインとなる上水道と橋梁の耐震化について、十分、ほぼ十分と考える県内市町村は全体の15%にとどまると、3月8日付下野新聞が行った防災に関するアンケートが報道されました。早期の対応が望まれるものの、多額の改修、補強費用がネックだとする市町が多く、なかなか進まないのが実態という状況が浮かび上がったとしています。

公的設備、インフラのうち上水道と下水道、市庁舎、消防庁舎、市町道、橋梁の6項目について耐震化の進捗を尋ね、十分から不十分まで5段階

の中から回答を求めたものです。橋梁は十分が1つの市、ほぼ十分が3つの市、やや不十分、不十分が計6市町となっております。どちらとも言えないが全体の半数を超えたと報道されました。そこで伺っていきます。

那須塩原市はこのアンケートについてどのように答えたのでしょうか。答えた内容と理由についても聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目好一君） ただいま3月8日付の新聞に出たというアンケートでございますが、大変申しわけございませんが、内容についてはちょっと、そういうアンケートがあったというのは承知をしておりますが、そういった中で今、話があった中で、耐震に対してということでございますが、橋梁の長寿命化というのは耐震に対してということではなくて、通常の老朽化に対する修繕でございますので、耐震化ということになればまだ不十分だというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 私のほうの聞き方がちょっとずれていたのかなという部分があります。こうした中で耐震化の課題などに対する自由記述、その記事の中です。足利、栃木などは8市町が予算措置困難。多くの費用がかかり進まないなどの費用の問題を挙げました。また、財政上の問題を踏まえ、計画的な取り組みが必要とする指摘もあったとしています。一方、県では管理する幹線の道路などの橋梁について、小規模な補修を繰り返し、長寿命化を図る取り組みも進めています。県道路保全課は高度成長期につくられたものが多く老朽化している。計画的かつ早目に対応することで経費も抑えられる、こう言っています。

しかし、市や町との受けとめが少しずれがあるような気がいたします。早期の対応が望まれているものの、多額の改修費、補強費用がネックになって多くの市や町はなかなか進まないのが実態。先ほども申しました。そこで伺っていきます。

県との認識のずれはありませんか。橋の老朽化は全国的な問題であり、国への財政的支援も当然行うべきと思いますが、市の考えも聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 確かに補修につきましてはかなりの費用がかかりますので、そういったことを踏まえまして、国においては平成20年度から点検等に 長寿命化計画ですね、これらに対する支援をしておりますし、さらに社会資本整備交付金の中で橋梁の修繕に対する補助も出していただけることとなっております。そういった中から、今後もそういった補助の強化というものを願いたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。補助も当然出るようになっていくというお話でございました。さらに、この要請を行ってほしいと思っています。

那須塩原市はことしの予算編成のキーワードに人々から選ばれるまちづくりを掲げています。災害に対する備えの強化と生活安全の確保を計画的に進める取り組みは欠かせないものです。長寿命化計画が着実に実行され、市民に安心をもたらすよう求めるものです。

6月3日、県内小中学校の耐震工事進捗状況が報道され、県内平均は92.2%と、こう報道されています。那須塩原市が80%をようやく超えました。

合併自治体は少しおくれがあるようです。目標の2015年度末には100%が達成できるよう進められているともしています。今回は私、初めて建設関係の質問を取り上げました。市民が安心して暮らせるまちづくり、そして那須塩原市に住んでよかったと、こう思える那須塩原をつくっていただきたいと心から求めながら、今回の質問、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で、11番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

平 山 啓 子 君

議長（中村芳隆君） 次に、23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 皆様、こんにちは。議席23番、公明クラブ、平山啓子でございます。

3項目、質問させていただきます。

まず、1項目め、中心市街地、商店街の活性化について伺います。

総合計画7つの政策体系の一つ、活力を創出するまちづくりの概要に、本市は豊かな自然に恵まれ、農業、観光業、商業、工業など多彩な産業がバランスよく展開され、交通網が形成されるなど恵まれた地域特性を有している。これらの優位性を踏まえ、産業の活性化を図ってまいりたいと述べられております。今後、人口減少、高齢化が進み、大型店の進出等により地元中心市街地、商店街は空洞化し、厳しい状況に置かれているのが現状ではないでしょうか。

そこで、本市において、最盛期に比べ商店街を訪れる客数、また店舗数の状況をどのように認識しているのか伺います。

昨年7月3日に朝比奈一郎氏を迎えて、「持

続可能な地域づくりのために～今出来ることから始めよう」とのテーマで講演をいただきました。その後の取り組みについてお伺いいたします。

合併10年を迎え、各地区の商店街は地域活性化を目指し、またにぎわいを取り戻そうと日々努力研鑽に励んでいるところです。商店街の店主が講師となり、各店の専門知識やプロのコツを無料で提供することで、街や店のファンを創出し、活性化を図る「得する街のゼミナール」（通称まちゼミ）が、中心市街地や商店街を活性化する切り札として全国に広がっております。本市でもこの事業に取り組む考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 平山議員の質問に順次お答えいたします。

中心市街地、商店街の活性化についてでございますが、は商店街を訪れる客数、また、店舗数の状況をどう認識しているかについてであります。商店街を訪れる客数のデータは把握しておりませんが、県が県内の商店街を対象に5年に一度実施している商店街実態調査の結果では、5年前と比べた来客数は県全体で87.6%、県北地域では91.7%が減少傾向と回答しております。

次に店舗数の状況についてであります。最盛期と統計上見ております平成3年の市内（旧3市町）の店舗数は1,630店舗、直近の統計データである平成24年は1,355店舗となっており、およそ20年の間に店舗数は275店舗、率にして16.9%減少しております。社会的、経済的な環境が大きく変化している中で、店舗、来客数とも減少傾向にあり、中心市街地や商店街にとっては厳しい状況が続いていると認識しております。

次に、の昨年の朝比奈一郎氏の講演後の取り組みについてもお答えいたします。

朝比奈氏には市の主要施策について、さまざまなアドバイスをいただいておりますが、中心市街地、商店街の活性化に関しましては、黒磯駅周辺地区整備をテーマにアドバイスを受けております。具体的な取り組みとしては、平成26年度からの黒磯駅周辺地区都市再生整備計画の実施にあわせ、さまざまな見地からの意見を集約し、一体感を持って当該地域の活性化を図ることを目的として、市内経済団体の代表者や有識者による黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会を本年1月に立ち上げ、黒磯駅前地区及び周辺地域の活性化に向けた協議検討を現在行っております。

次に、本市で、得する街のゼミナール事業に取り組む考えがあるかについてであります。得する街のゼミナールは商店主が講師となり、専門知識やプロのコツを無料で提供する少人数制のゼミで、店舗にとってはお店を知っていただき、売り上げにもつながることや、専門性をアピールすること、さらには顧客との信頼関係ができることなどのメリットがあります。また、利用者にとっては、無料で知識が得られることや、信頼できるお店が見つかるなどのメリットがあり、町の活性化やお客様の満足度の向上、さらには個店の魅力向上につながる事業として全国に広がっている手法であると認識しております。

本市といたしましては、商工会や商店会などの関係団体の皆様と連携し、個々の商店街や商店会の特性を踏まえながら、この取り組みの可能性について、調査、研究を行っていきたいと考えております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、 から再質問

させていただきます。

ただいまご答弁がありました。本市においては店舗数が約20年間で275店舗も減少したと聞いております。これは旧3市町ですけれども、もしわかりましたら、各地域ごとの店舗数がわかりましたら教えていただきたいと思います。また、主な減少原因として社会的、経済的な環境の変化と伺いましたが、具体的に主な減少原因というのは何か、お教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、ただいま旧3市町ごとの内訳の数字についてのお尋ねと、社会的、経済的な環境が大きく変化したということでございますが、その具体は何かというようなお尋ねだと思います。

初めに、旧3市町ごとの内訳についてご説明させていただきます。旧3市町の平成3年と平成24年の店舗数の状況についてでございますが、旧黒磯市が872店舗から772店舗となっております。率にしまして11.5%の減でございます。また、旧西那須野町が576店舗から472店舗となっております。18.1%の減でございます。また、塩原町につきましては182店舗から111店舗へととなっております。率にしまして39%の減ということでございます。

続きまして、社会的、経済的な環境変化とは具体的に何かということでございますが、この20年間を見ますと、パブルが崩壊したということに始まりまして、先の見えない景気の低迷が続きます。その間デフレの進行、さらには価格競争の激化をもたらしてきたということだと思います。このような変遷の中で商業を取り巻く環境といたしましては、まず1つ目としましては、品ぞろえが豊富で低価格な大型店、あるいは量販店という

新たな商法によりまして、個店からの客離れが進行していったということが一つあるかなと思います。

また、2つ目といたしましては、モータリゼーションの進行に対応した大型店の郊外の進出ということが従来の中心市街地の空洞化を招きまして、商店街の活力がそがれていったということがございます。こういうことが大きな環境変化に当たるとはどうかと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ただいまのご答弁の中で、やはり、この約20年間で275店舗というのは、今、各地域ごとに数字を出していただきましたけれども、やはり、年間大体13件ぐらいつは減少してきたのがこの間だと思うんです。主な原因といたしまして、今、ご答弁にありましたように大型店の進出、また、さらに後継者不足、そして高齢化、車社会というのが原因だというふうにお聞きいたしました。

2008年にアウトレットが進出して6年になるんですけれども、やはり、そのときは本当に大きなお店が来るので、さぞや本市もにぎわうのかなと、やはりそのような期待もありましたけれども、確かに雇用の拡大はありました。しかし、商店街の活性化にはそれは結びついていないのが現状ではないかな、効果があらわれていないというのは私だけではないと思うんです。

その客の流れが果たして中心市街地、各商店街に流れてきているか。塩原温泉、板室温泉にお客があらわれているかという、その効果は、私はあらわれていないと思っております。

こういった中で、市としては、こういう状況の中でどのような支援を、このときしてきたのでしょうか、お教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

来客数の減少、あるいは店舗数の減少に対する対応ということでございますが、こちらにつきましては、従来から変わらずやっていることといたしまして、商工会と連携するという形で、新たに起業される方への創業者支援対策、あるいは商店街のにぎわいや来客の増加を目指したイベント等の支援を行っているということでございます。また、さらに中小企業、事業者に対する資金融資制度を活用しまして、経営面での支援も実施しているというところでございます。

また、ハード的なものになりますが、中心市街地や商店街の活性化対策といたしまして、西那須野地区の中心市街地の活性化事業にも取り組んできたというところでございます。現在では、黒磯駅周辺地区の都市再生整備事業にも着手したというところでございます。主なところとしては以上でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 地域の魅力を生み出すヒントは割と足元に眠っているという場合が少なくないと言います。それぞれの地域にしかないユニークな資源を見つけ出して活性化につなげることも大事ではないでしょうか。手薄な分野を補充したり、より充実したサービスを提供できる体制を整えていきたいものです。あくまでも商店街の努力は大切なのは言うまでもありません。行政の力に頼らない商店街独自の努力を惜しまないでやっていただきたいと思えます。

に入ります。

朝比奈氏の昨年の講演から1年を迎えようとし

ております。市街地活性化、商店街活性化に関して、黒磯駅周辺地域整備をテーマにたくさんのアドバイスを受けて、今年度、平成26年度からの黒磯駅の周辺地区都市再生整備計画の実施にあわせて、地域活性化を目的に、朝比奈氏を座長に黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会を本年1月に立ち上げたと聞いております。各分野で活躍している市民団体の代表者、また有識者による活性化に向けた協議、検討を行っていると同いました。

過日の新聞記事にはこのようにも載っております。買い物がしなくなったり、もっと住みやすく、世代と地域間の交流が生まれるまちづくりなどに期待が寄せられたとありました。1月に懇談会を立ち上げ、活性化に向けて数回にわたり協議、検討がなされ、今後、7月以降の懇談会で中間まとめをする方針とありましたが、この懇談会ではどのような話し合い、また意見が寄せられていたのでしょうか。

また、今後のスケジュール、また、予定がわかりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） ただいまのご質問は、懇談会の中でどのような意見が寄せられたかという点と、あとは今後の予定ということだと思えます。

この懇談会におきましては、黒磯駅前と青木、板室を含む周辺地域の活性化策について、委員各位からそれぞれ専門的な見地ということで広範にわたる意見をいただいているということでございます。主なものといたしましては、1つ目といたしましては、地域の文化や歴史を具体的に体感できる仕組みづくりというものができないかというものがございます。

また、2つ目といたしましては、市民みずから

がまちづくりに提言、実践できるような、そんな仕組みづくりができないかということもございません。

そして、3つ目といたしましては、酪農が盛んな地域性を生かしたブランドイメージづくりができないか、こんなものが主な意見として寄せられたというところでございます。

次に、今後の予定についてでございますが、この懇談会をご承知のとおり1月に設置いたしまして、4月と5月ということで、今まで3回開催してきたところでございます。今後につきましては、7月と8月の2回を開催しておりまして、その中で今までにいただいた意見を集約しまして、コンセプト等の取りまとめを行っていきたい。そんなスケジュールで進めていく予定でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

とにかくプロフェッショナルの方たちのお集まりと聞いておりますから、本当にわくわく、どきどきするようなまちづくりに期待するものです。

次に、「まちゼミ」について移ります。

まちゼミは、ただいまご答弁もありましたように、まちゼミの発祥地は愛知県の岡崎市、38万都市なんですけれども、この岡崎市、かつては三河地方の中心地で栄えた町です。1990年代に入り、やはり大型ショッピングセンター出店などが影響して、中心市街地は徐々に衰退していったそうです。800店以上あった店舗は3分の1に激減。訪れる客も1985年ごろの最盛期に比べて7分の1になったと聞いております。

その客足が減る中、単発のイベントだけでは一時的な人集めに終わってしまう。個別店にはまた深刻な跡継ぎ問題もあります。関係者の危機感が募る中、その岡崎商工会からある提案が出されま

した。それは、お店で文化教室のようなものを催せば店に入りやすいのではの意見をきっかけとして、2003年にこのまちゼミが10店舗から始まったと聞いております。それが今や全国の120地域に広がりました。

そこで、全国で120地域に広まっておりますけれども、県内の先進事例を、もしわかりましたら伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） まちゼミの県内の開催状況のお尋ねだと思います。

私どもが承知している限りでは、まちゼミを開催しているのは2つの市がでございます。一つは鹿沼市、もう一つは小山市ということでございます。鹿沼市につきましては、本年の1月28日から2月28日まで、そして、小山市においては同じく4月20日から5月20日まで、それぞれ1カ月程度開催したというような情報を得ているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 県内では鹿沼、小山が先駆けてやっているということを今、お聞きいたしました。まちゼミは、今、ご答弁にもありましたように、人を呼ぶだけではなく、店主の人柄をお客様に知ってもらう大きなチャンスだ。また、店主の魅力を直接お客様に伝えることが大事だと聞いております。

このまちゼミを実施してもすぐにお店の売り上げが伸びたり、客足がふえたりするわけではありません。その信頼関係が深まることでお客様がサポーターとして店に愛着を持ち、応援してくれるようになった。その結果として、続けた結果、この6年間、岡崎市ですけれども、売り上げが1.8

倍になったお店もある。講座を開くたびに顧客ができて、厳しい経営状態に置かれる店主にとっては経営継続の希望にもつながっている。今ではまちゼミを継続開催している仲間からの閉店はないと聞いております。

店主の、このきっかけづくりをした松井洋一郎さんという方からは、やはり1対1からでも始めようと、この代表の方は言っております。岡崎市ではこの2003年から約10年間続けてまいりました。ことしの2月から3月、第23回のまちゼミを開催されたそうです。店舗数は72店舗に広がり、全106講座、1,364の方が参加し、まさに持続は力だと感じております。

朝比奈氏の講演の中で、「今、できることから始めよう」まさにこれではないでしょうか。私たちの町に人を呼ぶか、どう呼ぶか、交流人口をどうふやしていくか、商店街にいかん足を運んでもらうかということがすごく大事だと思います。本市におきましても商工会、商店会の皆様と連携し、このまちゼミ開催をぜひ応援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほど市長の答弁にもございましたが、商工会、あるいは商店会等の関係団体の皆様方とご相談しながら、積極的に検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 設置に向けて積極的に検討していただきたいと思います。確かにこれからいよいよ黒磯駅の整備も始まります。駅周辺地域整備が本当に完成した折には、客よし、店よし、地域よしの、この三方よしのまちゼミがに

ぎやかに各地域で開催されている光景が目に見え、本当に楽しくなってきました。地域が元気になると楽しくなり、喜びが湧き、頑張れるんです。

次の2項目に入ります。

急がれる「空き家」対策についてお伺いいたします。

居住者がいないまま放置されている空き家が全国でふえ続けております。「空き家が今にも倒れそうで心配だ」「雑草が生い茂って困る」など、空き家の近隣住民からの声が寄せられております。管理が不十分な空き家は老朽化による倒壊、ごみの不法投棄や放火などを招きかねず、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。

本市の空き家の対象となる家はどのような基準でしょうか。また、空き家の軒数と空き家増加の要因をお伺いいたします。

空き家に関する市への苦情、相談の状況をお伺いいたします。

本市の空き家の利活用についての対策をお伺いいたします。

現在国では、空き家対策特別措置法案制定に全力で取り組んでいるところです。これに基づき、各自治体では計画策定できるようになりますが、国の法案では届かない細かい支援を可能にする本市独自の条例を制定するお考えはあるかどうか、お伺いいたします。

埼玉県ふじみ野市で始まりました、市が空き家の管理をシルバー人材センターと連携して行う事業に取り組む考えはあるかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 空き家対策につい

て5点お尋ねがございますので、順次お答えをいたします。

まず 本市の空き家の対象となる家はどのような基準か、また、空き家の軒数と増加の要因につきましてお答えをいたします。

ご質問の空き家の基準につきましては、一般的には市内に所在し、人が常時住んでいない家ということになります。また、空き家の軒数につきましては、平成20年に総務省が行った住宅・土地統計調査によりますと、本市においては腐朽・破損のないものが1,740軒と推計され、増加の要因につきましては、一般的には核家族化の進行に伴って、高齢世帯や独居世帯がふえていることで、後年には空き家となってしまふ、こういった状況が推測されるところでございます。

の空き家に関する苦情、相談の状況についてでございますが、昨年度の空き地を含めた全体の相談件数、こちらが188件となっております。うち、空き家に関する相談件数は8件ございました。内容といたしましては、空き家が老朽化し、台風などの強風が吹くと屋根や外壁が飛び散るおそれがあるなどの相談が主な内容であります。

本市の空き家の利活用について、国の法案では届かない細かい支援を可能にする本市独自の条例の制定について、及び シルバー人材センターと連携して行う事業につきましては、関連がございますので、一括してお答えをしたいと思います。

現在、国会におきましては空き家対策特別措置法案を提出する動きを見せております。本法案が成立すれば、国が基本方針を示すことで、その基本方針に基づき、自治体が計画を策定することができるようになります。また、法律が整備されることによって、現在では他の法律で制限のある調査や立入調査等の権限が認められることになれば、

空き家対策の課題解決に向けて大きく前進できるものと考えております。

今後、国会における法案の成立を待って、ご質問にあります利活用対策も含めまして、条例の制定及び具体的な事業についても検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、1、2が関連するので、まとめて再質問いたします。

ただいま、1,740軒の空き家があるということですが、これは統計調査で出した数字だと思ふんですが、この軒数の中には別荘とかアパートなんかも入った軒数でしょうか。また、この1,740軒は本市の住宅総数に占める割合は何%でしょうか。

とりあえず、この1番目の質問、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） ただいまのお尋ねでございますが、こちらの1,740軒の統計、推計上の数値の中には別荘等については含まれてございません。なお、これまでの統計の中には破損あり、あるいは破損なしという2種類大きく、2つの類型といいたしでしょうか、それで区別をしております。先ほど申し上げました1,740軒につきましては、腐朽・破損なしの占める家屋の中の21.9%が1,740軒という形になります。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 破損なしが占める割合が21%というふうに、今、お聞きいたしました。やはりこの増加の要因といたしましては、ただいまご答弁がありましたように人口減少、高齢化、居住者の死亡、転居などで、総務省のちょうど同じ

期の調べですと、全国の空き家はこの20年間で倍増し約760万戸と聞いております。これは全住宅数の13%を占めて、8軒に1軒が空き家の現状ということですね。これで本市においても5年前と比べて、数は聞きませんが、かなりふえていると思うところです。

2番目の相談件数、相談内容なんですけれども、昨年との質問の中で、空き地を含めた件数は180、190と変わらないんですけれども、空き家の相談が昨年は15件あったんですね。今回は空き家が8件ということなんですけれども、この差し引いた7件は解決したのでしょうか。また、その空き家が、いろいろな苦情の内容としては台風などの被害が心配だというほかに、ほかのもしくは違う苦情がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お尋ねの件数の、平成25年度に入っては8件、平成24年度が15件ということで、その減少の理由、あるいは事情等のお尋ねでございますが、詳しく一件一件状況等を把握しているということではございませんが、例えば、これは非常に財産権ともかかわる話でございますので、基本的には市がお願いに上がるということで、ご協力いただけませんかということで対応しているものが、半数近くはそれらによって解決をしていると思います。

ちょっと例に出して恐縮なんですけど、この5月にも私のほうに、やはり同じような老朽化が激しくてということでご相談がありました。で、お願いですね。自治会長さんからそういうお話がありまして、そういうことで、持ち主がおわかりであればお話しして、少し改善していただかせませんか。その後なかなか進まないようであれば、市も間に入って協力する準備はあるんですが、

まずはご相談してはいかがでしょうということ、大工さんを入れて、それは一部解消できた、こんな例もございますので、この減少については特に苦情として同じような数字が上がってきていないということは、一件一件、そのような対応で改善をなされているのかなと考えております。

また、一部には本当に老朽化で所有者、持ち主がわからぬままなおざりにされて、家屋の中も、例えば猫のすみかとか、そういった形になっている廃屋等の住居もございます。そういったことについても、にわかにも私どもで手を打つ手段等は今難しいところではあります。今後の法整備によって立入権、あるいは財産権にかかわるものについても、今回の法案等については中身がかなり厳しく措置できるような内容となっておりますので、これらの法案等の推移を見た後、随時こういった問題等についても積極的にかかわっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

この空き地、空き家問題は今、本当に全国で喫緊の課題だと思います。ちょうど1年前に公明クラブ代表の鈴木議員も、この空き地、空き家、空き店舗対策ということで質問をさせていただきましたけれども、やはり私も1年たって、本当に喫緊の課題だと思ひまして再度質問をさせていただいた状態です。

今まで空き家に対する苦情に対して、市のほうはやはり市民からの相談で、所有者の責任のもとに当事者間で話し合うように、相談内容と写真の添付をした上で通知をしているいろいろな連絡をとっている、いろいろな苦勞があると聞いておりました。

また、例なんですけれども、これもやはり鹿沼

市なんですけれども、空き家問題を解決するために、空き家等の対策班というのを設置したそうです。近隣から寄せられた空き家に関する相談件数の実態調査を行い、かなりの成果を上げている。今後この5年間で市内全地域の空き家を調査すると言っていました。これには都会に住む人の田舎暮らしへのニーズに答えるための実態調査の意味合いもある。本年も実態調査班がこれからも頑張っていくということで、本市におきましてもなかなか実態調査に踏み切るまでには件数も多いのでご苦労があるかと思うんですけれども、やはり、去年の市長の答弁の中でも、とても、今、本市だけが抱える問題でなくて、人口減少の時代を迎えて地方都市の共通問題であると。地方のとても大きな問題で、何とか風穴をあけたいんだ。担当部局ともヒアリングを今現在重ねているところだというようなご答弁をいただいたわけなんですけれども、その中で、やはりこういう実態調査、何度も何とかやっていったのでしょうか、お聞きします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お答えいたします。

庁内的には平成25年11月に空き家等対策研究会というものを立ち上げまして、これまでさまざまな対策について検討を重ねてきております。そのほか、たしか鈴木議員のほかにも植木議員からも過去に空き家対策等についてご質疑ありました。

これまでは推計値ということで、今までの統計上から出てきた数字を扱った中で議論をしてきたところでありますが、今後はそのまさに実態はどうなのかということにも踏み出す時期ではないのかというふうな感じがしております。

今後はエリアが一どきに全市を対象に調査できるかということもございますが、できるところか

ら実情は、実態はどんなふうなのかということで、仮に将来を見据えた利活用ができるような家屋、あるいは老朽化の著しい家屋、そのような区分けをしながら、まず、どれだけのものがあるのかということで、図面等にも落とすような方策をしながら、まず実態は何かということ进行调查するために踏み出していきたいと、このように考えております。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） いよいよ現場に足を運ぶということで期待しております。

空き家の増加の背景の一つには撤去に伴う費用が高額だということもあります。家を解体して更地にすると固定資産税の軽減措置が受けられなくなる。税負担が3割から6割も増してくるということで、なかなか踏み切れない、そのままの状態というところがあると思います。

こうした問題に対応するために、今、国では空き家対策の特別措置法案の制定に向けて検討しているところです。この法案では市町村が固定資産税情報をもとに所有者を調べたり、敷地内への立入調査を認められ、また市町村の空き家対策への費用補助や地方交付税の税制制度の拡充、税制上の措置を講じることにしたということになっておりました。

これまでは、空き家対策は自治体に任されてきました。今、全国で平成13年の資料なんですけれども272の自治体で条例を制定、一定の成果を上げてきたが、本当に限界があるとの声もあり、自治体の取り組みを後押しするこの法案には、空き家の利活用を推進するためのデータベースの整備も盛り込まれていると聞いております。本市におきましても、この法が制定する前にも独自の条例を作成してはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 条例制定のお話でございますが、先ほどもご答弁いたしましたように、国会における法案の成立を待って進んでいきたいとは考えておりますが、条例制定に向けての、先ほど議員がおっしゃいましたデータベース化、こういったものが当然必要になってくるであろうことから、まずは実態を把握するというで進んでまいりたいと。その後、いずれにしましても法案成立後については努力義務も考え合わせた上で、条例制定の方向に向かうということで私たちは承知しておりますし、この近隣におきましても、きょうの新聞にもありましたけれども、この6月には大田原市さん、矢板市さん、あるいは小山市さんなんかこういった空き家に関する適正管理の条例なんかも提出する予定でございますので、いずれにしても方向性としては条例制定のほうに向けて検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ここで埼玉県ふじみ野市でことしの4月1日から開催されましたおもしろい事例、珍しい事例なんですけれども、ご紹介いたします。

ふじみ野市の空き家管理業務提携事業というのがありまして、やはりここも苦情があった空き家の所有者に助言、指導、勧告を行ってきたがなかなか改善が見られない、そういう空き家が46軒あると言われております。そこで、所有者にかわり、市のシルバー人材センターで空き家の除草、樹木の伐採、植木の剪定、窓の開閉、小さな修繕、見回りなどの管理を有料で行うものだそうです。料金は年間契約を結ぶことで通常より1割から2割安いと言われております。

その見回りは雑草の茂りぐあいとか、家屋の周

りから見て異常がないかという、そのチェックリストで確認。異常があれば写真を撮り所有者に知らせる。また、市内にある空き家で原則として1年以上誰も住んでいない及び1年以上使用していない工場や倉庫も対象となっているそうです。

所有者にシルバー人材センターを紹介、適正な管理を促していく。また、遠方の人には本当に、お金はかかりますけれども、助かるということも聞いております。生活環境の保全、また防犯対策、シルバー人材センターの雇用確保、将来的に危険となる空き家の増加予防へ一石三鳥の取り組みだと聞いております。シルバー人材センターと年間管理契約を結び、元気な高齢者の仕事として毎年依頼するシステムを構築するものもいい提案ではないかと思ってお知らせしておきます。

次の3に入ります。

高齢者等のごみ回収について。

高齢者の方々や障害のある方にとっては、日常生活の中で私たちが何気なく行っているささいなことでも不便を来していることが多くあると思います。例えばごみをステーションまで運ぶことは、重さや距離などの問題があり、自力で行うことが難しい方がたくさんいらっしゃると思います。

今までも議会において、高齢者世帯などに配慮したごみ収集対策について質問が出され、答弁では福祉部局と十分調整しながら研究を行うとのことでした。実態調査などは行ったのでしょうか。

社会環境の変化により近所の方や民生委員の方々などにごみ出しをお願いすることが難しくなっているように思います。本市の対応をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） それでは、高齢者等のごみ回収について、1項目めでございますが、私のほうからお答えをいたします。

高齢者世帯などに配慮したごみ収集対策について、実態調査は行ったのかというご質問にお答えをいたします。

本市においても市民の高齢化が進み、高齢者世帯も増加傾向にあります。それに伴いみずからごみをステーションまで運ぶことが大変な高齢者もふえてくることは予想されます。本年4月1日現在の65歳以上の高齢者は2万6,251人であり、うち介護が必要と認定されている方は2,777人です。その中でもひとり暮らしの方が現在552人いらっしゃいます。

また、年齢にかかわらず障害をお持ちでひとり暮らしの方がいらっしゃると思いますが、このような方々のごみ処理につきましては、地域の皆様の助け合いや支え合い、また、親類の方や関係者の皆様の協力により行われている状況にあり、現在個別のごみ回収の要望等は出ておりませんが、今後これらの方々の個別の実態について把握したいと考えております。

実態調査をやったのかという単刀直入のご質問につきましては、なお滞っておりますが、これからそれらの準備作業にも入っておりますが、動き出そうと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 次に、私からはの近所の方々などにごみ出しをお願いすることが難しくなっていると思うが、市の対応はとのご質問にお答えをいたします。

これまでに高齢者の方々などから、ごみ出しに不便を来していると直接市に申し出等を受けたケースはございませんが、今後とも地域見守り・支

え合いといった助け合いの機運を高めていけるよう、取り組むことが必要であると考えております。以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、なんですけれども、実態調査はこれからということなので、期待していきたいと思います。やはり高齢化が進む中で、おひとり暮らしが今、552人。その中でもまた障害を持ったひとり暮らしの方もいらっしゃるということで、本当に私たちが何気なくやっていることが、やはり高齢の方にとっては厳しいものがあると思います。

そこで、前回の高久議員が、やはりこのことについても質問していたんですけれども、やはりあくまでも本市においては「とちまる見守りネット」からの情報ということで、特別な市としての見守りネットを立ち上げることはないということなんですけれども、このとちまる見守りネットからの情報が入ってこないとなかなか動けないというのがあるんでしょうか。また、いろいろな12の民間事業者と協定を結び見守り活動をしているということがありますけれども、実際これの経過というか、実績などがありましたらお知らせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） とちまる見守りネットに関するご質問ですが、実績につきましては、直近でちょっと集計したのが平成24年度部分になってございますが、こちらについては実際には本当に少ないんですけれども、2件というような状況になってございます。

実際にはそのお話も、ちょっと、要するに何か安否がうまく確認できないだけどもというふうな情報をもとに、医師のほうで動かさせていただ

いているというものでございます。

そのほかに、昨日もちょっとお話しをさせていただいたんですが、社会福祉協議会が補助事業として毎年実施している中で、地域の見守り、声かけ、助け合い事業の補助事業を実施しております。

例えば、見守り福祉マップの作成、それから見守り安心ネットワーク事業というようなことで、実際には本当に数多くの自治会を中心として事業が展開をされておまして、市内全域ですと、これが、私の手元にあるのがちょっとまだ、これもまた平成25年度の補助の実態ではあるんですけども、12自治体などで福祉マップや見守り安心ネットワーク事業などを展開しているというようなことで、やはり地域の方々がお互いに支え合うということが一番効果的ではないかというふうな考えであります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはりなかなかいろいろな民間の事業者と協定を結ぶと言いながらも、仕事中に安否確認とかごみ出しというのはなかなかわかっていてもできないのも状況だと思います。また、郵便配達の人にしても3日、4日、新聞が取っていないから、ひよっとすると旅行にでも行ったのかなとか、いろいろなことで一歩踏み込めないというのもしろいろあると思います。

そこで、やはりこれからはいろいろな既存の制度で支援できない人をどう助けていくかということが大事だと思います。制度のはざままで苦しんでいる人たちをどう拾い上げていくか。今後、またいろいろな、日光市なんかは要介護2から5、身体・精神障害の方、いろいろな事前の申請が必要とありますけれども、本市はちょっとおくとれていると思います。

確かに先ほどもいろいろな、市には申し出はしていないと言うけれども、どこへ言ってもいいかわからないというのがありますし、また、これからは、今後やはり郵便局、郵便配達、ガス、電気とか水道の方に対しましても、いろいろな方で今後対象者の絞り込みをどこまでにするか、どこまでの条件かということもこれから取り組まなくてはならない大きな問題だと思います。

やはり、これから私たちも世話する側から世話していただく側になってくるわけですから、こういう方たちを一人でも地域で支え合えるように、そういうネットワークづくり、地域の協力の仕組みをつくっていくことが大事だと考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中村芳隆君） 以上で、23番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

星 宏子 君

議長（中村芳隆君） 次に、2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 皆様こんにちは。議席番号2番、公明クラブ、星宏子です。

通告に従い、一般質問を行います。

1. ICT教育の推進について。

文科省の「教育の情報化ビジョン」の中に「21世紀は新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、知識基盤社会の時代と言われている。変化の激しい社会を担う子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」の育成がますます重要となっており、確かな学力の育成には、基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度等を育むことが必要であるとしている」とあり、教育の情報化は必然となってきています。

本市においても、本年度から新規事業としてICTを活用した新たな学びの推進事業が施行しますが、今後、学校教育の情報化に当たりどのように展開をしていくのか、以下の点について伺いいたします。

ICT導入における教育現場の指針の策定をお伺いいたします。

ICT機器を先進的に利用して授業を実施してきた、豊浦小学校の今までの取り組みの状況と、その効果について伺いいたします。

タブレット反転授業と家庭学習への取り組みについて伺いいたします。

DAISY教科書導入の進捗状況と効果・課題について伺いいたします。

デジタル教科書導入についての本市の考えをお伺いいたします。

ICT導入に伴う教職員の研修と日常業務の負担の軽減について伺いいたします。

ICT支援員の配置について伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、ICT教育の推進につきまして、7項目にわたりましたご質問がございましたので、順次お答えをさせていただきますと、こう思います。

まず、のICT導入における教育現場の指針の策定についてでありますけれども、全国的にも学校現場におきましてはタブレット端末、あるいは電子黒板などの、いわゆるICT機器を活用した授業が行われるようになりつつあります。ICT機器を使うことが有効である教科や単元、活動では、児童生徒の学ぶ意欲を高めたり、個々の実態に応じた課題を提供したりすることが期待できるわけであります。

現在は実証研究の段階でありまして、このICTを導入した場合の運用の方法や授業での活用など、教育現場における指針につきましては、これからの検討課題というふうに捉えているところであります。

次に、の豊浦小学校の今までの取り組みとその効果についてのご質問であります。豊浦小学校では以前から独自にタブレット端末を購入し、授業に活用しております。理科の授業におきましては教材の提示や観察に活用し、特別支援学級においては音読や文字の書き方の学習で、一人一人の児童の学びのスピードに応じた指導に活用しているというふうなことであります。

これらの取り組みによりまして、児童の興味・関心の高まりや学ぶ意欲の向上が見られ、学習内容を理解する一助となっているものと思っております。

次に、のタブレット反転授業と家庭学習の取り組みについてのお尋ねでございます。

豊浦小学校の実践研究では、ICT機器活用による効果的な授業の構築を目的としております。

また、タブレット端末を家庭へ持ち帰って、家庭学習で有効活用するにはどうしたらいいかということについて研究を進めることにしております。

具体的には市販の教材や教師の作成した学習教材を、家庭でタブレットを使って視聴・学習し、次の時間の授業につなげていく方式の学校の授業と家庭での学習を融合させていくタイプと、基礎的・基本的な内容を家庭で事前に学習をしておいて、学校での授業ではそれをもとに応用、発展する内容に重点を置いて、思考力、あるいは判断力、表現力を高める学習を中心に行うタイプ、これらを考えております。

ただ、他県の先進的な取り組みをしている学校でも、教材の作成には実際のところ大変苦慮しているというような報道もございました。私どもは、タブレットはあくまでも学習を進めるための道具であり、これを活用することが有効な場面や単元を見きわめまして、実践研究をしていくような考えを現在持っております。

実施に当たりますとは、家庭との連携は極めて重要になってまいりますので、本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、研究をスタートさせていきたいと、このように考えております。

次に、のD A I S Y教科書導入の進捗状況と効果・課題についてでございます。

現在、小学校3校、中学校1校におきまして、パソコンへのインストール等が終了し、授業において活用されております。市教委といたしましては、今後も各学校へ情報提供し、D A I S Y教科書の活用を推進していきたいと、このように考えております。

また、その効果と課題についてでございますけれども、読みを苦手とする児童生徒にとっては、学習効果、学習効率を高めるツールであるということが言えまして、障害の程度や実態に応じた幅

広い支援が可能となっております。

また、一方、辞書機能をもう少し充実させた教材になると使いやすいと、こういった意見やICT機器の性能によっては、再生に時間がかかる、あるいは操作が複雑で使いにくさを感じるといった意見もある状況でございます。

次に、のデジタル教科書導入についての本市の考えについてでございます。

デジタル教科書は、電子黒板やデジタルテレビ、プロジェクター等のICT機器と連携してさまざまな教材提示ができる工夫がされた教材でありまして、児童生徒の学習に有効なものであると、こう考えております。ただ、市内全校に全教科分のデジタル教科書を配備するには、非常に多額な費用がかかりますし、しかも4年に1度教科書の改訂が行われますので、そのたびに購入をし直すということにもなるため、費用対効果の面から全教科分のデジタル教科書本体を購入するという形態は今のところ取っておりません。

そこで、各学校の状況に応じまして、デジタル教科書のコンテンツ配信サービス、こういったものを活用しまして、単年度、年度単位で必要とする教科、学年分を購入する形態を採用しております。今後、学校における使用の状況を踏まえまして、どのような導入をしていくべきか検討をしてみたいと、このように思っております。

次に、のICT導入に伴う教職員の研修と日常業務の負担の軽減についてでございますが、本市では毎年情報教育担当者研修会を行いまして、ICT機器の操作方法や情報モラル教育についての研修、これに加えまして研究授業を実施しまして、指導方法のあり方についての協議、検討をしております。

また、多くの学校におきましては、新しいICT機器の導入の際や、年度変わりなどに校内研修

を実施しているところもございます。

また、日常業務の負担の軽減についてでありますけれども、平成27年度に大規模な機器入れかえを予定しております、それにあわせて先生方の校務支援システムの導入を考えております。これによりまして、文書や名簿、事務帳票など市内全校で統一されるといったこと、それから、日常業務の負担の軽減がこれによって期待されるものと思っております。

また、成績処理や通信票作成事務等につきましても、できるだけ短時間でできるようなシステムになる予定でありますので、教職員の業務の効率化が進み、児童生徒に向き合う時間の確保がこれよりもより多くとれることが可能になるというふうに期待をしているところでございます。

最後に ICT支援員の配置についてにお答えいたしたいと思っております。

現在、本市では業務委託の形態でICT支援員を8名雇用しております。各学校を定期的に巡回する形で、週当たり1回程度、午前または午後のいずれかの時間帯に訪問し、支援に当たっているところであります。研究校となります豊浦小学校につきましても、8月以降、常駐の支援員1名を配置する予定であります。

また、ICT支援員の業務でございますけれども、校務用のパソコン、児童生徒用のパソコンの機器のトラブルの対処のほか、教職員のICT機器の利用の相談、あるいは授業でのICT機器操作や情報モラル指導の支援などに現在当たっております。今後もこの体制を維持しながら、教職員、児童生徒へのよりよい支援が行えるように努めていきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 1番から7番まで、同じような内容ですので、一括して質問をさせていただ

きたいと思っております。

まず初めに、ICT導入に当たりまして、最初に教育現場における指針について、これから検討をしていくというお答えをいただきました。何のためのICT導入なのか、目的感、利用方法をしっかり定めた上で活用しないと、学習の目標を見失ってしまう可能性があると思われ、質問をさせていただきました。

ICTは、あくまでも道具であってICTありきで授業をつくることのないよう、導入するに当たり、まず最初に指針をしっかりと定めてほしいと思っております。

また、 番の豊浦小学校の今までの取り組みについてなんですが、先日、下野新聞に「県内初文科省モデル校指定、英語授業にタブレット」と掲載されました。この記事の中で、文部科学省の情報通信技術実証事業に選ばれたと出ておりましたが、この事業の内容を教えてください。

また、タブレット端末を小学校の英語で使う先進事例は、全国でもないとありましたので、全国に広がることを視野に入れ、ALTを活用しながらどのように今後授業を進めていくのか、方針とかが授業内容が決まっていたら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

今回、文部科学省の実証実験の学校に選ばれたということでもありますけれども、これは文部科学省の情報通信技術実証事業、これが民間の事業者委託されまして、そこへの私どもの応募学校が通って今回のようなことになったということでございます。

今回、報道には大きく英語授業にタブレットという形で取り上げられたわけですがけれども、私ど

もとしましては、今回の実証研究の中では、英語とともに一応理科の授業も同じような取り上げ方を、研究をしていきたいと、このように思っております。

また、英語につきましては、今回ALTの全校常駐配置というふうになりますので、それらとコラボをさせて、場合によってはいわゆる反転授業というような形式での活用も、当然その中には含まれてくるかと思いますが、多様な活用の仕方が考えられると思います。

全国でも、今盛んに取り組まれ始めているところですので、さまざまな研究事例、そういったものを参考にしながら進めていきたいというふうに思っています。最初の部分ではいろいろな導入の仕方をやってみて、その中の有効性そういったものも探っていければいいかなというふうに思っています。

教科については、英語というものの、特に小学校の英語については、国全体でもこれから広がっていくものでもありますし、そこにタブレットを利用するというような取り組みについては、報道にあるとおり、恐らくそう事例としては多くないものであろうと我々も認識しているところであります。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） あまり例のない取り組みだということで、本当にこの事業に対して小学生が本当に喜んで英語の授業に取り組めることを期待します。また、7年後の東京オリンピック開催に当たって、外国の選手の方とか、外国人の観光客の方なども、たくさん那須塩原市にもいらっしゃるかと思うんですけども、そういったときに、今、英語を学んでいる小中学生が、本当に英語で皆さんと、来た方と会話をしておもてなしができることを目指して、モデル校としてまたいい

先進事例ができることを期待いたします。

また、タブレット端末を家庭へ持ち帰って、先ほどもありました反転授業とか、いろいろな融合学習というお話がありましたが、家庭学習での有効活用をするに当たって、融合をさせる学習と、また反転学習のそれぞれのもう少し勉強の詳しい説明と、それぞれの利点は何でしょうか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） なかなか耳なれない言葉が出てまいりますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、実は、きょう、けさも7時からのNHKのニュース番組の中で、大学でこのタブレット端末を利用した授業、特に反転授業によって学生の学習意欲が高まって、学力が高くなったということが話題となっております。

あそこに代表されますように、反転の場合には明らかに普通であれば、今であれば授業の導入で習う題材、あるいは教材について、教師がある程度説明をして、それを子どもたちが理解をして、それを応用して新たな課題に挑戦するというのを、一連の流れの中でやっていくわけですが、その最初の部分ですね、最初の部分をタブレットを利用して、あらかじめ教材として動画のようなもので説明をする。そういうものを子どもたちが家庭で前もって、いわゆる予習というのでしょうか、基本的な部分についてあらかじめ学習をして、それで学校に来て、授業のところではそれを使って応用、発展、そちらのものに大部分の時間をかけて学習を定着させていくという、いわゆる授業と家庭学習とを逆にすること、それが反転ということにつながってくると思うんですが。

もう一つ、融合学習というものは、これはタブレット、いわゆるICT機器等を利用しながら、その機器の特性を上手に生かしながら、より効果的に学習を進めていくと、その一連の学習の中にそういったものを、機器も組み合わせながらいくと、そういうようなものであるというふうに理解していただければよろしいかと、こんなふうに思います。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） けさのニュースは私も見ていまして、本当に素晴らしい、反転学習というのは本当に効果があるんだなと思って見ておりました。

融合学習と反転学習と、この二つの学習の方法をどちらの方法が合っているのかとか、どういった方法で進めるのかというのは、その教科ごとに分けていくのか、それとも同一方法でこれから取り組んでいく予定なのか、これはこれからの取り組みの中で決めていくことだとは思いますが、もしわかっていたら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 実は、子どもたちが学ぶ学習の教材、あるいは題材については、さまざまなものがございまして。また、それらを学ぶものにも子どもたちの学びのスピードというんですかね、それに大きな差が生じやすいものと、それほど一斉に学習を進めていっても、時間的な差が生じないというもの、さまざまなものがあります。

特にこのタブレットにつきましては、けさの報道もそうでしたけれども、子どもたちが自分のペースでその学習内容を理解することができる。しかも繰り返してできる、そして、しっかりと学ぶことができる、安心して学ぶことができるというものに、大きな効果を示すものであろうと思ってい

ます。

したがって、子どもたちにとっては、その学習、学びの繰り返しが必要とされるような教材、題材、そういった部分について、特に利用する価値は大いにあると思っております。

冒頭議員がおっしゃったように、私たちはタブレットを使うことが目的ではございません。あくまでも子どもたちにとってわかる授業を展開していった、子どもたちにしっかりとさまざまな力をつけていくことが大切であると思っておりますので、それが生きる、効果的に生きる場面を選んで使っていくということが、とても大切であると思っております。その逆に、この子どもたちに紙ベースで示して、考えさせたほうが良いというそういったものも、逆側には当然あるわけでありまして、そういったものをこう振り分けていくということも、この中には出てくるのかなと、こんなふうに思います。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） よくわかりました。ありがとうございます。本当にICTを上手に使っていくということが、とても大切なのだなという気がします。

どちらの融合学習にしましても、また、反転学習にしましても、どちらの方法であっても、まず大変になってくるのは先生方の教材づくりになってくると思います。これは、日常の仕事のほかにプラス教材もつくらなければいけない。となるとかなりの負担になると思いますが、ICT支援員による先生方のサポートはお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員おっしゃるとおり、このタブレットの中に入れる教材づくりとい

うのは、かなりの時間を必要とするものであろうと思っています。

私たちも先進事例、資料を取り寄せておりますけれども、その辺が大きな課題になっているというふうに言われております。ですので、私たちは先生方には授業に集中していただく環境をつくっていくことが大切であろうと思っております。もちろん、先生方自身による手づくりの教材をつくることもとても大事でありまして、必要なところはぜひお願いしたいと思っておりますが、それが全て先生方の手にかかってしまうと、大変な負担になるわけでありまして、今回の実証実験に選ばれたことによりまして、その事業者とも連携を図れますし、また、既に県の教育委員会、県の総合教育センターのほうの事業で、実は学校のICT活用事例に関する調査研究というものがことしから立ち上がります。その研究員のメンバーの1人に、豊浦小学校の先生が入っております、県の教育委員会とも連携を図りながら、進めていきたいというふうに考えております。

いろいろなそういった関係機関と連携をしながら、必要なところで必要な支援をしながら、できるだけ多くの質の高い教材を開発していく、これもこれから始めなければならぬわけですので、さまざまな領域の研究がこれから待っているのかと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 国の事業としてのそのサポートと、県の教育委員会からのサポートと連携という、ただやっってくださいね、ポーンと突き放された感じではなく、そういう本当に皆さんの支援というサポートがあったことをお聞きしまして、安心をいたしました。

また、家庭学習もとても大切になってくるかと思っております。先ほど、教育長のほうからお話があ

りましたが、家庭学習という意味で、ICTを有効活用するに当たり、本当に家庭の協力というのは、今後不可欠になってくると思っておりますが、先進的に取り組んでおります佐賀県武雄市では、2015年から全中学校、今年度から市内の全小学校の生徒たちに、タブレット端末を配布して、授業で実際に活用しております。

その武雄市の取り組みの中でも、家庭学習が重要であり、保護者の教育が不可欠であると言っておりますが、豊浦小学校で導入するに当たり、夏休みに先生の講習会をすると伺いました。保護者向けの講習会も、それに伴い必要だと思っております。

やはり、学校と家庭で同じ意識と目的感を持って、子どもの学習に取り組まないと効果は半減してしまうと思っておりますが、保護者向けに模擬授業を行い、取り扱いの説明や学習方法等の講習会を実施したらいいのではないかと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 確かに議員さんがおっしゃるとおりに、これ家庭学習が成立しなければ意味がなくなってくるわけでもありますので、そういった体制もしっかりととっていかねばならないと思っております。そのためにも、子どもたちに理解してもらおうと全く同じように、保護者の方々にもしっかりとこの意味、それから機器の取り扱いについても十分理解していただく必要があると思っております。ですので、今回の導入に当たっては、そのところにつきましても十分に体制を取っていきたいと思っております。

また、先ほど、ICTの支援員についてのかかわりを落としてしまいましたので、ICT支援員につきましても、先ほど申しましたように、学校

に常駐いたしますので、いろいろな意味で技術的な部分で先生方をサポートできる体制がこれであるのではないのかと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ICT支援員の今、学校に常駐しますということでしたが、これから全小学校にタブレット端末を導入するに当たりまして、全小学校に各学校それぞれ1名ずつ今後配置をしていく予定になりますか。それともスクールカウンセラーのように2校とか3校に1個とか、グループごとに1人というふうな形になっていくんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今後、各学校への配置等につきましても、この豊浦小学校の研究を踏まえた上で、どういう形で導入していくことが望ましいかということも、しっかりと研究していきたいと思えます。それによりまして、ICT支援員をどのような形態で配置していくことが、一番効果的かということも、自ずとその中から出てくるんだろうというふうに思っております。

いずれにしましても、先生方にはなるべく、先ほど申しましたように、授業に集中していただき、そのほかの部分については分担をしていく、そういった体制をつくるためにも、このICT支援員の役割というのは大変大きいというふうに思っておりますので、しっかりと詰めていきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 支援員のほうの育てるといふか、支援員のほうのサポートのほうも、どうぞよろしくお尋ねいたします。

続きまして、DAISY教科書の進捗状況につ

いてお聞きしたいのですが、今後も各学校への情報提供をするのお答え先ほどいただきました。DAISY教科書をタブレット端末にダウンロードをして、これもまた個人の家庭学習ですとか、学習に役立てるお考えはありますか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） DAISY教科書をタブレットで利用する予定はというお話ですけれども、これにつきましても前向きに取り組んでいきたいと思っております。特に先ほど申し上げましたように、機器の性能というんでしょうか、そういったものに多分に依存する部分もございます。ですので、今後、タブレットがどんな形になっていくか。今現在は、前に申し上げたかもしれませんが、汎用性の高い規格で今つくられておりますけれども、これが教育現場にどういう形で今後入っていくかという、企画の部分についても、今後、いろいろあるのではないのかというふうに思っております。

いずれにしましても、必要とする子どもたちにとっては大変有効なものでありますので、そういったものにつきましても、今後さらに研究を進めていきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 教材のそのコンテンツがふえてくるのではないかということは、本当に私もそれはそのように思います。さまざまなまたコンテンツがふえるに当たりまして、教育現場のほうでも、さまざまな情報提供も必要になってくると思います。授業を行う先生たちが、より使いやすい教材が一番いいと思いますので、ICT支援員のまた協力のもと、また、納得のいく教材が先生たちが使いやすいような形で、また子どもたちも

使い勝手のいいというか、わかりやすい教材となるよう、よく話し合いをしたり協議をした上で、お金のかかるものに対しては購入する場合もあると思うんですけれども、そういった時には購入ということも考えてはいただけるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 確かに今後、さまざまな教材、コンテンツが開発されていくことを私たちも大いに期待をしております。現実には、パソコン教室に配備しております教材につきましては、以前は、導入時に揃えてしまって、それを5年あるいは6年使うというふうなことがあったわけですが、当然のことながら、今の時代、とてもとてもその長い期間、教材が鮮度を保つということはありません。あり得ないわけでありますので、今は先ほど申しましたように、単年度ごとに学校に必要な教材をダウンロードして、使えるようなそういうシステムに変えておりますので、最新の教材を学校側が必要なものを選んで使えるようなそういうような体制に今整えてきております。

そんなことをご理解いただければと思います。

なお、ICT支援員につきましては、実際に今の、実は情報教育関係の授業の中で、先生方と一緒にパソコン室で、機器の操作をICT支援員がして、授業を進めるほうに先生方が特化するというような形で、もう行われておりますので、大変学校現場としては、役に立っている、助かっているということもあわせてお伝えしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） すごく重要、ICT支援員の方の責任、責任ではないですね。重要な役割を果たすということもよくわかりました。ありがとうございます。

教育現場でデジタル化が日々進み、今まで読み

書きが苦手だった、計算が苦手だった子どもたちも勉強に集中して取り組めるようになっていたり、限られた授業時間も効率的に活用できるようになってまいりました。先ほどの最初にありました山梨大学の生徒さんたちもそうでしたが、テストの結果をリストに、グラフにまとめたところ、一番多かったのが50点台だった生徒さんたちが、反転授業を行うことによって80点が一番多くなったと。それだけやはり学習効果もあったということで、勉強が楽しくなると、本当に授業が楽しくなると意欲が出て、成績も上がったために、漠然としていた卒業後の進路の希望もしっかりと定まってきましたとか、あとはコミュニケーションがとても苦手な生徒も、みんなの前で発表することが多くなったがために、それを克服できたというコメントなんかも出ておりました。

本市も小学校でタブレットを使用して、英語の授業と、全国でも例のない先進的な取り組みがこれから始まろうとしておりますが、言語活動はあくまでも人とのコミュニケーションの中で成り立つもので、そのコミュニケーションがあるから学び合いが生まれると思います。ICTを活用することで、言語活動が閉ざされることのないよう、楽しく学習能力が向上するツールとして、有効活用した事業となることを期待いたします。

また、1人1台タブレット端末を使用することにより、今騒がれております貧富の差が、教育の格差の解消につながることを願い、次の質問に移らせていただきます。

2番、那須塩原市定住促進について。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会において、地方はこのまま推移すると多くの地域は、将来消滅する恐れがある。人口の再生産力をあらわす簡明な指標として、若年女性20歳から39歳の女性人口の状況を見てみると、若年女性が高い割合

で流出し急激に減少するような地域では、いくら出生率が上がっても将来的には消滅する恐れが高いと発表されました。

この発表に衝撃を受けたのは私一人ではないと思います。楽観視できないこの発表に対して、本市においても、若い世代や生産世代の流出、少子化対策は緊急に取り組まなければならない最重要課題であると思います。

日本創成会議で少子化対策は、早ければ早いほど効果がある、人口が減少し続ける中で、出生率改善の5年のおくれが将来の安定的人口を300万人分減少させるとも言われております。

以上のことからお伺いをいたします。

本市における若者の就業、就労支援についてお伺いいたします。

少子化対策として、本市の合計特殊出生率の目標設定についてお伺いをいたします。

第三子からの子育て支援の充実について、本市の考えをお伺いいたします。

本市独自の制度として、第三子からの出産祝い金を給付してはどうか、お伺いをいたします。

那須塩原市定住促進計画の12ページ、移住先のエリア選定基準に関するこの項目で、(ウ)小児医療や学童保育などの子育て環境について、近隣市町のほうがよいと認識している方がいますが、移住理由まで至っていないとあるが、なぜ近隣市町のほうがよいと認識をしているのか、調査・検討をしているのかをお伺いいたします。

議長(中村芳隆君) 2番、星宏子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長(阿久津憲二君) 星議員の質問に、私からもお答えをいたします。

その前に、ことしの予算編成に当たってマスコミから、一口で言うとなんの予算と問いかけられた

時に、もう咄嗟とは言いませんが、深く心にあったもので、定住促進元年予算とこう咄嗟にお話しした言葉でした。

実はこれを言う前には前段がありまして、今世紀に入って特に限界集落の問題が10何年か前からどこへ行ってもその話は聞かれた。ああ、そんなもんかなと、高齢化でみんな元気で、長生きすればいずれ限界だなんて思っていたら、実はとんでもない落とし穴がその裏にはありまして、2005年の国勢調査、このときに初めて今より、今は合併が進んで1,720弱の自治体しかございませんが、当時はまだ2,000近くあったと思います。その中で、初めて一年間を通して1人の子どもも生まれず、そういう自治体が初めて出たのが2005年。あれっと思ってそのことを追跡したといいますが、自分なりに一切声を立てずに調査するものはしていた。

2010年の国勢調査では、これが10自治体に及んだ。1人の子どもも生まれず。それは東京にも愛知県にも出てきたんです。ふえているところで。あっ、この減少はもうただにどこへでも出るなど、このまま行くと大変な人口減少社会を迎える可能性がある。ただ、外に向かって発言するのがちょっと恥ずかしいというか、まだその論調がありませんでしたから黙っていたんですけども、よく調べたら、4年前の県議会で、これから一番頑張って取り組むのは少子化ももちろんそうですが、この定住促進を図らないと、栃木県もとてつもない怪物にぶつかるよと、こういう発言を4年前、県議会でして、こういうことが次々に経過としてあって定住促進と、この言葉に私は至りました。

特に今、全国で定住の促進に取られている主な政策は、180自治体で、大体ですよ、この徹底したアセットマネジメント、合併によってふえ過ぎた施設をどうやって20年くらいかけて詰めていく

か、もう小さくしていこう。きのう、質問にございましたが、コンパクトシティです、それを突き詰めると。でも、小さくすることだけでいいというのが、私はいつも心にあって、これはどうしてもシティプロモーション、この市を地域に売り出して、定住を促進すること、これをやっていい市なのか悪い市なのか、それを判断に若干の時間がかかってきました。

やってもいい市なんですよ。交通、自然、産業、どれを見てもいい。こういうことで自信を持って定住促進を掲げたわけでございますので、現在、このシティプロモーション、定住促進を現実に打ち出しているのは、全国の自治体で1%と言われておりますから、20とはないと思います。これは口では言っているんですよ、やります、やりますと。だけど何から手をつけていいかわからないのが、この定住促進。妊婦から、出産から、保育から、教育から、就職から結婚、だあーっと人の一生を充実する以外にない。こういう考えの中で、ちょっとおこがましいとは思いましたが、今できるものを定住促進の策として打ち出したと、こういうことを前段でぜひ質問者のほうにもわかっていただきたいなど。自分の宣伝ではありません、これは。そういう気持ちでの予算編成になりました。

以下、教育長もしゃべりたいことを全部しゃべったと思いますので、私も今一言余分にしゃべらせていただきますが、那須塩原市の定住促進、これについて順次お答えをさせていただきます。

本市における若者の就業・就労支援についてですが、本市の就労支援につきましては、県やハローワーク栃木、ジョブモール等の連携を図りながら、就業・就労を支援する機関や団体、各種支援制度に関する情報の提供に現在努めております。特に若者を対象とした就労支援としては、個々の

状況に応じたキャリアカウンセリングや職業訓練費用の助成等を一貫して行う若年求職者パウチャー事業や自立への道をうまく見つけられない若者を対象に、相談や研修、職種別訓練や職業体験等を組み合わせてサポートする地域若者サポートステーション事業等の支援制度がありますので、随時これらの情報提供を行っております。

次に、の少子化対策と本市の合計特殊出生率の設定についてもお答えいたします。

日本創成会議が5月8日に発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」においては、少子化対策の目標として国全体では10年後の2025年の合計特殊出生率を1.8に、その後、出生の動向を踏まえて、目標となる水準、時期を再検討し、出生率を2.1に置きながら設定し直すという基本目標が示されましたが、現在のところ、本市として目標設定はしておりません。

次に、第三子の子育て支援の充実について、お答えいたします。

現在、本市においては保護者の経済的負担軽減を図るための支援として、第三子以降の保育料の免除、認可外保育園施設の保育料の2分の1の補助、私立幼稚園就園奨励費の補助、わんぱく保育支援事業による私立幼稚園の保育料の補助等を行っております。今後、第三子からの子育て支援につきましても、少子化対策においてさらなる支援の必要性についても検討していきたいと考えております。

また、何度か質問をいただきましたが、けさの新聞ではいわゆる骨太の国の基本的な財政運営の骨太の方針の一番上に、学童保育の充実と書いてありましたね。30日ごろ具体的な案が出るとも言われておりますが、そういう面では第三子だけではなくて、この学童保育、国もやるんだなということ、けさはとても明るい気持ちで拝見いた

しました。

また、本市独自の制度として、第三子からの出産祝い金を給付してはどうかについても、お答えいたします。

少子化対策定住促進対策としての効果という面から考えますと、第三子以降の出産祝い金等の一時的な給付を行うという制度より、待機児童の解消を含めた子育て環境の整備、さらには保育料等の負担軽減を継続的に図ることが、総合的な子育て支援策として保護者や児童にとって、より効果があるのではないかと、こういう判断でございまして、現在の方法を継続したいと思っています。

また、那須塩原市定住促進計画を策定するに当たって実施したグループアンケートにおける移住の理由等について、その認識と調査・検討の状況についてもお答えをいたします。

まず、近隣市町との比較に関する認識については、回答者の自分にかかわる事業比較の認識であり、子育て環境全体の事業比較ではないと私は感じております。また、移住を考える上で、子育て環境は一つの検討材料ではありますが、その他の要素も多数あり、結果として本市に移住してきたのが現状です。近隣市町との比較などの調査・検討については、それぞれの事業を実施する時点で、各所管において近隣市町との比較検討を行っており、そうした検討を踏まえ、適切な事業設計、運用も行っております。

今後、定住促進を図っていくためには、他自治体との差別化が必要であり、全国的な先進地の事例等も研究をしながら、本市の個性と特性を生かした事業を今後とも継続して実施していきたいと考えておりまして、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 先ほど、市長から答弁をいただきました。

1番から4番まで関連しておりますので、一括して質問をしたいと思っております。

まず初めに、若者の就業・就労支援について、若い世代の就業・就労支援についてですが、これからの取り組みとしてお尋ねをしたいんですけれども、これからの那須塩原市を担いゆく、例えば高校生や大学生の本市に対する意識調査やアンケート調査を実施し、就労・就業でIターン、Uターンの希望があるのかどうかの有無、また、本市に抱くイメージや活性化のために何が必要なのかというものを、若い方たちのご意見などを今の若者がどう考えて、今までどのようなことをしたらいいのか、これからどのような施策をしたらいいのかとか、そういった若い人たちの知恵などをお聞きしながら、高校生、大学生にターゲットを絞ったアンケート調査を今までやったことはあるのかどうか、お聞きいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 今までに、高校生、大学生を対象にした雇用に関するところが主になるのかと思うんですが、そういうアンケートを実施したことがあるかということだと思っておりますが、ここまで細かいアンケートについては実施したことはございません。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番(星 宏子君) 今、そういったアンケート調査を実施したことがないというお答えでしたが、これからやはり10年先、20年先、この那須塩原市をつくっていく子どもたち、また若者たちの意識がどうなのか、今しっかり把握をしていく必要があるのではないかと思います、ここで出させていただきました。

NPO法人のフローレンス代表理事、駒崎弘樹さんは、内気な若者こそが地域を救うと言っております。内向きとは地元が大好きという若者です。非グローバル化だと言われる人もいるかもしれませんが、地元を愛する若者が残ってくれなければ、過疎化も進み、地方が破綻をしてしまいます。そういったことも含めまして、本当に地元で働きたい、地元に残りたいという、またそういった学生たちの意見をしっかり今ここで抑えておくために、やってはいかかかと提案をさせていただきたいのですがどうでしょうか、お尋ねいたします。

議長(中村芳隆君) 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長(藤田輝夫君) アンケートの実施については、本市独自の雇用施策というものを検討する上において、非常に重要なものであるというふうに認識しております。今後は、やり方、あるいは設問、あるいは対象をどうするか等々について早急に詰めまして、できるだけ早いうちに実施いたしまして、産業観光部は、定住促進の雇用という部分を担っておりますので、その部分の新たな施策、新たな事業のほうにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(中村芳隆君) 2番、星宏子君。

2番(星 宏子君) ぜひよろしく願いいたします。

雇用はとても大切だと思います。私も先月、県

内の大学生と懇談会で話をする機会がありました。地元で就職をしたいが求人がない、会社がないという悩みのお話もありました。やはり大企業に勤めたいようでしたが、県内の中小企業でも世界に誇れる技術力を持つ企業があるよとお話をしたところ、少し考え方も変わったようです。

情報提供はとても必要だと思っております。そこでお聞きしたいのですが、若年求職者パウチャー事業、地域若者サポートステーション事業の先ほど答弁の中にありましたが、この制度について実績などありましたら教えてください。

議長(中村芳隆君) 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長(藤田輝夫君) 先ほどの若年求職者パウチャー事業、及び地域若者サポートステーション事業についての実績のお尋ねだと思いますが、事業主体が市でないものですから、あくまでも相手方から聞き取ったという範囲の中の、うんとアバウトなお話なんです、実際に事業に申し込んで事業を受けて、その方が最終的に就職にたどりつく割合というのは、おおむね2分の1くらいの方ということでお話を聞いています。

本当にアバウトなお答えで申しわけございませんが、以上です。

議長(中村芳隆君) 2番、星宏子君。

2番(星 宏子君) わかりました。今、おおむね2分の1ということでした。そうしますと、やはり本市独自の若者の就職支援というものが、とても必要になってくるのではないかなと思うんですけども、先ほどの大学生との懇談会の中での話もそうなんです、やはり就職への情報提供というのがとても大切だと思います。

例えば、本市独自の事業としてハローワークと提携をしまして、都市部の大学やまた県外の大学への就職のための情報提供や、また、インターンと

かUターンの推進などは行うことを考えられるかどうか。また、学生にとって就職情報などはわかりやすく提供されているのでしょうか。せっかくまた就職をしても、ミスマッチで続けられずに退職することのないように、しっかりとハローワークとも提携、連携を密にして、サポートをして定住につなげていったらいいのではないかと考えるのですが、そういった政策とかは行うことができますでしょうか、質問をいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） はい、独自の取り組みの中で、情報の提供をハローワークなどと連携しながら、県内外の大学等に丁寧に、親切に、早くお伝えできないかというようなご提案だと思っておりますが、そちらについてはひとつ今後の中の検討課題ということで、ご回答をさせていただくということにさせていただければと思います。

あと、今現在もハローワーク等と連携した中で、情報提供はやっておりますので、そちらについては引き続き、一層充実するような形で努めてまいりたい、継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひ今後とも力を入れて、しっかり若い人たちがUターンして、また、ほかの県からもぜひ呼び込めるくらいにどんどんアピールをして、そういった定住という形で取り組んでいただければと思います。

また、やはり就職といいましても企業がないとなかなか難しいかなと思うんですけれども、本市の企業誘致への取り組みなどありましたらお尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 本市の企業誘致の取り組みについてということでございますが、議員ご案内のとおり、今企業を誘致するという点については、本当に厳しい状況下にあるんだなというふうに思っています。そんな中で、まず一つできることは、地場産業というものをどうやって育成していくか、創設していくかというのが一つ切り口としてあるんだと思います。

あと、もう一つは、私どもの市の強み、交通体系が充実している、あるいは農業、観光業、商業、工業というものがバランスよく配置されているというようなところも、連携する上では一つのポテンシャルになると思いますので、私どもの市が持っている強み、あるいは弱みというものを、詳細にわたって分析する中で、私どもの市の特色、特性というものに見合った、要するに業種とかそういうものがあるのかなんていうものをちょっと検討しながら、そういうものが見出せれば、そこにターゲットを絞ったプロモーション、誘致活動というものができると思っていますので、そんなことについても、今後の中で調査・研究してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 地場産業と先ほどおっしゃっていただいたんですけども、確かに今あるものをどれだけ磨いて、また、よさを発見して、それをさらに拡大していくかというのはとても大切なことだと私も思っております。地場産業としましては、那須塩原市としましてはさまざまな地場産業があると思います。

1つに考えられますのが農業に関しまして、農業、酪農さまざまありますけれども、第一次産業から第六次産業を事業化する計画などは、あった

ら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

先般、新聞報道等もございましたが、本市の場合は生乳の産出額本州一というような一つの大きなポテンシャルを持っておりまして、そういうものを活用した六次産業化というものについて、途についたばかりではございますが、今後詳細にわたって検討をしてみたいというふうを考えているところです。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） これからの生乳を主にした六次産業化ということでしたが、牛肉とか、例えば大根とか、カブとか、アスパラとかそれぞれいろいろな、お米とかもそうですし、農産物に関しましても、本市独自のブランド、例えばこだわりの製法で高級感を出しましたよとかでもいいと思いますし、牛肉に関しましても塩原牛という形で、例えばブランド名を出して売り出すとか、そういったことは考えられますか。大田原牛とか那須牛とかはよく耳にするんですが、塩原牛はそういえないなと思ひまして、ちょっと言わせていただきました。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子議員に申し上げます。

通告範囲をちょっと超えておりますので、通告に従って質問をお願いします。

2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 失礼しました。

六次産業化に当たりまして、話を戻させていただきます。生乳の六次産業の計画ということで先ほどお話がありました、1つの作業工程の中に

就職ということも含まれますが、障害者枠、例えば若者でも引きこもっていたりとか、またニートになってしまっている方のそういった方の就労枠ですとか、障害者枠をつくることも可能かと思うんですが、そういった形での就労支援ということもお考えにありますか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 障害のある方、またはニートの方の就労という形ですと、定住促進という部分とはまた全く違った分野での、現在の国の法律でも障害者雇用枠の率の拡大というものがありまして、昨年度ですか、それに基づいて雇用率も上がっているというような報道もなされておりますが、それについてはこの定住促進とは、またかけ離れたというか、別の捉え方というふうを考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） わかりました。

それでは、出生率のことについて質問を移らせていただきたいと思います。

本市としましては、出生率の目標設定はしていないとのご答弁でしたが、今後の本市の人口推移の目標設定は決めておりますか。また、本市の出生率などを教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 現在、子ども・子育て支援計画を策定中の中で、将来の出生数の推計をしております。こちらについては明日の齊藤誠之議員の質問の中にもあるんですが、平成27年度から31年度までの5カ年間という推計をいたしております、27年度が965人、平成31年度が897人というふうな、これはこの子ども・子育て支援

計画を策定する中で、国からその人口推計をする際に、広報と変化率法というような方法で過去の市のデータをもとに人口推計をするというふうな見本が示されておりまして、それに基づいて計算を行ったものでございますが、実際に出生数を過去のものから見ますと、平成20年で、これは年度ではございませんで、栃木県保健統計年報やら人口動態統計調査などで発表されているものなんです。平成20年が1,084名、平成24年が1,099名と下がってはいないというふうな状況です。

さらに、合計特殊出生率の推移を見ますと、那須塩原市においては平成20年のときに1.52で、県内順位は6位でございました。これが平成24年で1.63となりまして、県内順位は2位と上昇しております。

また、この合計特殊出生率というのが、実際には市内にお住まいの方の母の年齢別の出生数を15歳から49歳までの合計というような中で、年齢別人口で割って算出するというような特殊な計算方式でやるものなんですけれども、それは先ほどからお話をさせていただいている定住促進の中の人の流出、流入という部分は反映されない計算方法になります。その反映されている部分ということであれば、人口1,000人に対して何人生まれているかというふうなところの出生率というふうなものがございます。

こちらについていえば、平成20年の時に9.3で県内7位であったものが、平成24年で9.3で県内3位というようなことで、那須塩原市としては、これまで実施してきた政策がある程度功を奏して、こういった出生率、県内順位での上昇、落ちない形というものが結果としてあらわれているのではないかというふうにご考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 人口の目標ということでございますけれども、定住促進計画の中に10年後の目標を定めてございます。人口規模11万7,000人ということで示させていただいてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 合計特殊出生率につきましても、那須塩原市は栃木県の中でも上位のほうにいますということで、また、子どもの生まれる数、出生率に関しましても下がってはいないというお話でした。しっかりそれを保ちつつ、次のやはり手を打っていかないといけないと感じているところではあるんですけれども、6月2日の下野新聞に、先ほど市長からもお話がありました経済財政運営の指針、骨太方針の原案がまとまりまして、第三子以降の支援拡充ということで、こちらも下野新聞のほうに載っていた記事なんですけど、しっかり第三子以降の支援拡充ということでもまた、ひとつお聞きをしたいところであるんですけれども、第三子以降の保険料の免除ですとか、認可外保育施設の保育料2分の1の補助、幼稚園の保育料の補助と先ほど答弁の中にお答えとしてありましたが、これの補助につきましては、上の第一子目の年齢制限は定められているかどうか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 保育料につきましては、第三子という形であれば、同時入所以外であっても同一世帯で3人以上の児童、18歳未満を養育している場合には、申請に基づいて第三子以降の3歳未満の児童の保育料を免除するというような、市単独補助の制度がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 上の子が18歳まででしたら補助ということ……、未満ですね。すみません、失礼しました。18歳未満でしたら、第三子が保育料に関しては補助があるということではよかったですか。すみません。もう一度お尋ねします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 3人以上の児童が18歳未満で養育している中で、第三子以降の3歳未満の児童の保育料というふうに、ちょっとすみません、わかりにくい表現ですが、対象となるのは3歳未満のお子さんの保育料が免除というふうな形でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 3歳未満ということですね。わかりました。そうしますと、また認可外保育園の施設2分の1の補助ですとか、幼稚園の保育料の補助などということも、上の子の年齢制限がもし定められているとするならば、第一子が18歳までは第三子以降に関しましては、そこは補助というか無料、上の子の年齢の制限を上げるという政策は考えられますか、お尋ねをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほど、市長からお答えをいたしましたとおり、国でも第三子以降の少子化対策の中での施策というふうなところが新聞報道はされておりますが、その詳細についてはまだ私どものほうの手には届いておらない状況でございますので、この部分について、しっかりと注視していくとともに、この第三子以降に限らず、要は定住促進につながるというか、少子化対策につながる施策ということで、検討をしていく必要があるものと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ぜひよろしく願いをいたします。

定住促進につきましては、ここにある那須塩原市にある資源を磨き、また、よさを発見し育てていく中に生まれてくると思います。若者が結婚、出産、子育てしやすい環境を整え、出生率を上げることは大都市への人口移動を食いとめること、行政、市民、企業などの連携を深め、知恵を集めて那須塩原市らしさを前面に出して、対策の充実を図っていくことが今後も大切だと感じております。

那須塩原市が今後消滅する市とならないよう、少子化対策を先手必勝で取り組んでいくことを要望し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、2番、星宏子君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分